

公定価格に関するF A Q（よくある質問）

このF A Qは、単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう作成したものです。追加・修正箇所には、網掛けをしてあります。

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
1	○							基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
2		○						基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
3			○					基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
4				○				基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
5					○			基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
6					○			基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P2
7						○		基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P2
8	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	P2
9	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	削除（No. 218、No. 219に分割して掲載）	P2
10	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	P2
11	○	○	○		○	○		基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	P2
12	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。	P3

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
13	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	P3
14	○	○	○	○	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	P3
15	○		○					基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	P3
16	○	○	○		○	○		基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	P4
17	○	○	○		○	○		定員超過の場合の減額調整	削除	P4
18	○		○					基本部分 学級編制調整加配	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	P4
19	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P4
20	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P4
21		○			○	○		所長（管理者）設置加算	削除	P4
22	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	P4
23	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	P4
24			○					学級編制調整加配加算	学級編制調整加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P4
25	○	○	○					3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P4
26	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	P4
27	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	P5
28	○		○					チーム保育加配加算	こういった場合にチーム保育加配加算の対象となるのか。	P5
29	○		○					チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	P5

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
30	○		○					通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	P5
31	○		○					通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P5
32	○		○					給食実施加算	修業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようなになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P5
33	○		○					給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	P5
34	○		○					給食実施加算	削除	P5
35	○		○					外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	P5
36	○		○					外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようなになるのか。	P5
37	○		○					外部監査費加算	外部監査を受けた場合は市町村による会計監査を省略することができるか。	P5
38		○	○		○	○		休日保育加算	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	P6
39		○	○		○	○		休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	P6
40		○	○		○	○		夜間保育加算	削除	P6
41							○	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようなになるのか。	P6
42				○	○		○	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようなになるのか。	P6
43					○	○		保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようなになるのか。	P6
44				○				家庭的保育支援加算	削除	P6
45				○	○	○		障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようなになるのか。	P6
46		○	○	○	○	○		減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのでしょうか。一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょうか。	P7

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
47		○	○	○	○	○		賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P7
48		○	○					調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	P7
49			○					調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。	P7
50			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	P7
51			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	P8
52		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	削除	P8
53				○	○	○		調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	P8
54	○							主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【追記】	P8
55	○							主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	P8
56		○						主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【追記】	P8
57	○	○	○					主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することはできるのか。また、代替教員や代替保育士は、他の業務と兼務することはできるのか。	P8
58	○	○	○					療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P9
59	○		○					事務職員配置加算	幼稚園全体・認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	P9
60		○						事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P9
61	○	○	○	○	○	○		冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。【修正】	P9
62	○	○	○	○	○	○		除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P9
63	○	○	○	○	○	○		降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P9
64		○	○					高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P9

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
65	○	○	○	○	○	○		施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P9
66	○	○	○	○	○	○		栄養管理加算	削除	P10
67	○	○	○					小学校接続加算	小学校接続加算とは何か。具体的な加算要件はどのようなものか。【追記】	P10
68	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P10
69	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	P10
70	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。 また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。	P10
71	○	○	○	○	○	○		加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	P10
72	○	○	○	○	○	○	○	その他	削除	P10
73	○	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	P10
74	○	○	○	○	○	○	○	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	P10
75	○	○	○	○	○	○	○	その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合は、給付額に反映されるのか。	P11
76	○	○	○	○	○	○		基本部分（定員区分）	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。	P11
77		○	○					基本部分（定員区分）	認定こども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	P11
78			○					基本部分（定員区分）	認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。	P11
79		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	削除	P11
80	○		○					基本部分（配置基準と学級編制との関係）	幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。	P11

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
81						○		公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	P12
82	○		○					公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格（基本分単価）に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）」とありますが、自治体向けFAQ222番との関係も教えてください。	P12
83	○		○					公定価格	削除	P12
84			○					減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。 （例：施設全体で100人利用定員のところ、5年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合）【追記】	P12
85		○	○		○	○	○	休日、夜間保育加算	削除	P12
86	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。	P12
87	○	○	○	○	○	○		通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	P13
88	○		○					給食実施加算	1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	P13
89	○		○					公定価格	公定価格FAQ Q12によると、「平成27年度の制度施行時の経過措置（上記設定方法により地域区分が下がる市町村等）あり。」とありますが、認定こども園（幼稚園）の場合の1号認定についても経過措置は適用されるのでしょうか。	P13
90	○	○	○	○	○	○	○	加算要件の確認等	削除	P13
91		○	○		○	○	○	休日保育加算	公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。	P13
92	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算の要件	削除	P13
93	○	○	○					障害児受入の際の加算	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については加算措置がないのでしょうか。	P14
94	○	○						特例給付の公定価格	1号認定を受けた子どもが保育所で特例給付を受ける場合や、2号認定を受けた子どもが幼稚園で特例給付を受ける場合の、それぞれの給付単価はどのようになるのでしょうか。	P14

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
95	○		○					基本部分、調整部分 (定員を恒常的に超過する場合)	平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」は、認定こども園を構成している幼稚園にはどのように適用されるのか。	P14
96	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。	P14
97	○	○	○					園長の兼務	園長（施設長）を一人の者が兼務していますが、この場合の公定価格の扱いはどのようになるのでしょうか。認定こども園、幼稚園、保育所とで違いはありますか。	P15
98		○	○		○	○	○	休日保育の利用者負担額	休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできますか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。	P15
99		○	○		○	○	○	休日保育の利用者負担額	常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。	P15
100		○	○		○	○	○	休日保育加算	休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。	P15
101		○	○		○	○		基本単価と必要な職員配置	保育所や認定こども園（保育認定2号・3号）の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。	P16
102		○						処遇改善等加算Ⅰ	削除	P16
103	○	○	○					療育支援加算	療育支援加算は、年度途中で障害児を受け入れた場合でも対象になりますか。また、当該障害児が年度途中で退所した場合はどうなりますか。	P16
104	○		○					担当職員（教育補助者）の資格要件	幼稚園の教諭免許状が失効している者をチーム保育を担当する教育補助者として配置する場合は、配置の日までに都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行う必要がありますか。	P16
105		○	○		○	○		休日保育加算	ある施設が、自園に在籍する子どもだけでなく、平日は近隣市町村の別の施設を利用している子どもも受け入れて休日保育を実施する場合、休日保育にかかる給付金は、利用者数を按分した上で、利用者の居住するそれぞれの市町村が給付することとなるのでしょうか。	P16
106		○	○		○	○		休日保育加算	各市町村において休日保育の利用可能人数の上限を設定した場合でも、休日保育加算の対象となりますか。	P17

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
107	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	都道府県で行う処遇改善等加算の事務を市区町村（指定都市、中核市及び特定市町村を除く）に委ねる場合、どこまで委ねることができるのでしょうか。事務を委任する場合であっても、形式的に県に計画書や請求書を提出してもらう必要があるのでしょうか。	P17
108	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	市独自に処遇改善のための加算制度を設けている場合、賃金改善要件の判定において、どのように取り扱えばよいでしょうか。	P17
109		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P17
110			○					処遇改善等加算Ⅰ	削除	P17
111		○	○	○	○	○		減価償却費加算	減価償却費加算について、敷地内に複数の施設が存在し、施設整備費補助金を受けたものと受けていないものが混在している場合や、単一施設であっても新築部分とその後の増築部分で施設整備費補助金を受けた受けないが分かれている場合、どのような取扱いになるのでしょうか。	P18
112		○	○	○	○			賃借料加算	「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けた施設・事業については、賃借料加算は受け取れないのでしょうか。 開設前の賃借料の補助は賃借料加算と重複しないのでしょうか。	P18
113	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	療育支援加算、事務職員雇上費加算、家庭的保育補助者加算など、職員の配置に係る加算については、当該職員の勤務時間が最低何時間以上なければならない等の制限はありますか。	P18
114			○					基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	認定こども園において、主幹教諭等を専任化させるための代替保育教諭等として、常勤１名と非常勤職員１名を配置することとされていますが、非常勤職員を２人配置した場合に、減算調整は適用されるのでしょうか。 また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合について、減算調整は適用されるのでしょうか。	P18
115			○					事務職員配置加算	認定こども園の事務職員配置加算は1号の利用者がいない場合には加算されないのでしょうか。	P18
116			○					土曜日に閉所する場合の減算・日割り計算	幼稚園型認定こども園で土曜日に閉所している場合も、その園を利用する２・３号認定子どもの公定価格については、「土曜日に閉所していることによる減算」が必要となるのでしょうか。 また、日割り計算をする際、除する日数は25日となるのでしょうか。	P19
117				○	○	○		連携施設（経過措置期間中の減算）	家庭的保育事業等では、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）附則第3条の規定により、施行の日（平成27年4月1日）から10年間は連携施設の設定をしなくても良いことになっていますが、この経過措置の間、公定価格は減算されることになるのでしょうか。	P19
118		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	土曜日に閉所する場合の減算調整について、半日開所や開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。 また、半日開所のニーズしかない地域の場合、ニーズに合わせて半日しか開所しないことが考えられますが、この場合も減算の対象となるのでしょうか。	P19

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
119		○	○	○	○	○	○	その他	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算において、休日保育を行っている等により開所日数が通常よりも多い場合も、土曜日に恒常的に閉所している等により開所日数が通常よりも少ない場合も、どちらの場合も25日で除するという ことで良いのでしょうか。	P19
120	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	キャリアパス要件で必要となる「研修」は、どの程度のものであれば認められるのでしょうか。また、施設・事業所職員の能力評価とはどのようなもので、どのような内容が必要でしょうか。	P20
121		○	○					高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算における高齢者等の範囲は、高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、母子家庭等の母及び寡婦等に限られるのでしょうか。	P20
122				○	○	○		減価償却費加算	家庭的保育事業等の減価償却費加算について、自宅の一部で保育を行う場合、家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であることというのは、自宅の名義が事業主でなければならないということか。 また、名義に関して、親族等との共有名義である場合は、どうか。	P20
123		○	○	○	○	○		減価償却費加算	減価償却費加算の加算要件に、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。 また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付金を受けている施設から減価償却費加算の申請が出されてしまった場合、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないのか。	P20
124		○	○	○	○	○		賃借料加算	賃借料加算においては、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」が要件とされているが、賃借料について、前払いによりその一部又は全部が支払われ、毎月支払う賃借料が減額されている場合の取扱いはどうになるのか。	P21
125	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどうにすればよいのか。	P21
126	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのか。	P21
127	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経験年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか。	P21
128		○	○	○	○			減価償却費加算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのでしょうか。	P22
129			○					基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等の専任化をしていない場合とあるが、「主幹保育教諭等」としてどのような職種が対象になるのか。	P22
130	○	○	○					主幹教諭等専任加算/主任保育士専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化を	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件はどのようなものか。	P22

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
131	○		○					主幹教諭等専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	削除	P22
132			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適用することができないのでしょうか。	P22
133			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」については、それぞれ1号認定子ども又は2・3号認定子どもが対象となるのでしょうか。	P23
134	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経験年数の算定にあたり、派遣労働者や、育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか。	P23
135	○	○	○	○	○	○	○	日割り計算	各月（3月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。	P23
136					○	○		処遇改善等加算Ⅱ	小規模保育事業所や小規模な企業主導型保育事業所では主任保育士の職位が設けられておらず、管理者と保育士のみの事業所もあるが、このような事業所が処遇改善等加算Ⅱを取得する場合には「副主任保育士等」「職務分野別リーダー」とは別に「主任保育士」の職位も設けなければならないのでしょうか	P23
137					○	○		処遇改善等加算Ⅱ	小規模保育事業や小規模な企業主導型保育事業を行う事業所について、主任保育士を処遇改善等加算Ⅱによる直接の賃金改善の対象とすることはできるのでしょうか。	P23
138					○	○		処遇改善等加算Ⅱ	処遇改善等加算Ⅱの加算取得のために主任保育士の職位の設定が必要と考え、加算の取得に際して新たに主任保育士の職位の設定を行った小規模保育事業所や小規模な企業主導型保育事業所であっても、主任保育士の職位にある職員を直接の賃金改善の対象とすることはできないのでしょうか。	P24
139	○	○	○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、加算の認定は、毎月に行うものとされていますが、施設の設置者から申請を毎月徴さなければならないのでしょうか。 また、2号認定子どもについては施設（事業所）からの申請は不要ですか。	P24
140	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、副食費徴収免除加算における給食実施日を「施設（事業所）が把握している各月初日における副食の提供予定」としていますが、申請と実績に乖離がある場合について、加算の再認定を行う必要がありますか。	P24
141	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、一部の日に給食の希望制をとっていますが、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合には、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P24
142	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、夏休み期間など長期休業中の預かり保育や一時預かり事業において副食を提供した場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P24

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
143	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、午前中に教育の提供が終了する場合において、午後に預かり保育を利用する子どもに対して副食を提供した場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P25
144	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、同じ月に副食の全部を提供する日と、おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する日がある施設について、ともに副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P25
145	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、3歳児は弁当持参とし、4・5歳児には給食提供している場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P25
146	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、4歳児に給食を提供するが5歳児は遠足等の行事で弁当持参とする日があった場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P25
147	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、幼稚園の卒園式以降の日においては、幼稚園を卒園する1号認定子ども（以下この問において「卒園児」という。）に給食を提供することはできませんが、卒園児以外の希望する全員に給食提供している場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P25
148		○						委託費の経理	教育・保育の無償化に伴い、施設が徴収することとなった副食費について、社会福祉法人会計基準上、収支計算書、事業活動計算書においてどのように区分するべきでしょうか。	P26
149	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	本加算は、火災・地震等の災害時に備え、施設の総合的な防災対策を図る取組に必要な経費が加算の対象となりますが、災害備蓄品の購入は対象となりますか。	P26
150		○	○					分園	分園について、基本分単価において充足すべき職員の構成は、本園と同様でしょうか。	P26
151			○					教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用するとされていますが、教育標準時間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合には適用されますか。	P26
152	○		○					日割り計算	5歳児が3月の卒園月にA自治体からB自治体に転居した場合も、A自治体の支給認定を取り消して再度B自治体で支給認定を取得させ、施設型給付を日割り計算する必要がありますか。また、A自治体で支給認定を取り消さず月末まで維持し、一括して施設型給付を支払うことは可能ですか。	P26
153		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	土曜日に開所していても保育を提供していない場合、閉所しているものとして取り扱うとのことだが、土曜日利用希望があり開所したが、当日キャンセルの連絡があり利用する子どもがいなくなった場合も閉所しているものと取り扱うのか。また、土曜日に係る保育の利用希望がなく閉所する予定であったが、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものと取り扱うか。	P27
154		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	土曜日が5日ある月の場合調整率の区分の取扱いはどうなるのか。また、土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合の調整率の区分の取扱いはどうなるのか。	P27

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
155	○		○					給食実施加算	主食は「施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている」が、副食は「施設外で調理して施設に搬入しているなど、自園調理と外部搬入を同時に行う方法により給食を実施している場合、加算額はどのように算定されるのでしょうか。	P27
156	○		○					給食実施加算	週のうち数日、自園調理によって給食を提供し、残りの数日を外部搬入によって給食を提供する場合は、それぞれの日数にそれぞれの単価を乗じた額を合計して加算額を算定するのでしょうか。	P27
157	○		○					給食実施加算	購入した食材を電子レンジで温めて提供するような給食を実施している場合は、自園調理分の単価を用いて加算額を算定するのでしょうか？それとも外部搬入の単価を用いて算定するのでしょうか。	P28
158		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	年末年始に土曜日がある場合、閉所すると減算が適用されるのでしょうか。	P28
159		○			○	○		所長（管理者）設置加算	職員の急な休みに対応するため、施設長（管理者）が業務を代行した場合、「実際にその施設の運営管理の業務に専従」していものとして減算が適用されるのでしょうか。	P28
160		○	○		○	○		休日保育加算	共同（輪番）により年間を通じて休日等に関所する場合の申請についてはどのようにすればよいのでしょうか。	P28
161		○	○		○	○		休日保育加算	企業主導型保育施設との共同（輪番）により年間を通じて休日等に関所する場合、企業主導型保育施設を利用した分の申請についてはどのようにすればよいのでしょうか。	P28
162		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がなかった場合、保育の提供がないものとして閉所しているものと取り扱われるのでしょうか。	P28
163	○	○	○	○	○	○		栄養管理加算	栄養士について、以下の場合、「配置」「兼務」「嘱託」のどれに該当するのでしょうか。 ①栄養士を派遣契約により配置する場合 ②法人本部で栄養士を雇用する場合 ③栄養管理業務を外部委託する場合	P29
164	○	○	○	○	○	○	○	その他	市町村において、各種加算の認定にまで至っていない場合、各施設・事業者への加算の支給については、どのように対応すればよろしいのでしょうか。	P29
165	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知第3の2「賃金の改善の方法」において「対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意する」とされていますが、各職員に傾斜をつけて賃金改善を行うことは一切認められないということでしょうか。	P29
166	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの新規事由はどういう場合に該当するのでしょうか。	P29

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
167	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	次のような事例は処遇改善等加算Ⅱの「新規事由」に該当しますか。 ①別表に定める「基礎職員数」の改正（例：「栄養管理加算」の追加）があった場合 ②利用児童の増加や他の加算取得により「基礎職員数」が増加する場合	P30
168	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	基準年度について、「加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合」には、加算当年度の3年前の年度とすることも可能とされていますが、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。	P30
169	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	同一の設置者・事業者の賃金水準をもとに新規開設園の起点賃金水準を算出する場合は、どのように算出すればよいでしょうか。	P30
170	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	計画段階においては、加算当年度の人件費の改定分に係る改定率は0%でよろしいでしょうか。	P30
171	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知で示されている「事業主負担増加見込総額」及び「事業主負担増加相当総額」を算出する＜算式＞は「標準」とされていますが、別の方法による算定も可能と理解してよろしいでしょうか。	P30
172	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	処遇改善等加算Ⅱの賃金改善を手当等で行っている場合、賃金改善見込・実績額及び賃金水準の算定の対象は「決まって毎月支払われる手当」と「基本給」両方という理解でよろしいでしょうか。	P30
173	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」（平成28年6月17日3府省連名事務連絡）の3.①に「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」に関する「簡便な算定方法」については、新しい処遇改善等加算通知が適用される令和2年度以降も使用可能と理解してよろしいでしょうか。	P31
174	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	別紙様式2キャリアパス要件届出書は、内容に変更がない場合は、提出を省略できるでしょうか。	P31
175	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について処遇改善等加算通知において示されている算式では、法定福利費等の事業主負担分（以下「事業主負担分」）が含まれることとなります。 「起点賃金水準」には事業主負担分は含まれませんが、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。	P31
176	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知において実績報告時に以下の＜算式＞により算定した額以上であることを確認することとされている「各職員の増額改定分の合算額」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。 ＜算式＞（処遇改善等加算通知第4の2(3)オの※参照） 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率）	P32

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
177	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の金額の一部を他の施設・事業所に配分する場合には、「配分額」を ・加算新規事由がある場合には、「特定加算見込（実績）額」に ・加算新規事由がない場合には、「基準年度の賃金水準」に 反映することとされています。 「配分額」「特定加算見込（実績）額」には法定福利費等の事業主負担分が含まれている一方で、「基準年度の賃金水準」には法定福利費等の事業主負担分が含まれないという違いがありますが加算新規事由がある場合とない場合でどのように取扱えばいいのでしょうか。	P32
178	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	加算前年度に加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合、基準年度の賃金水準についてどのように算出すればよろしいのでしょうか。	P32
179	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	起点賃金水準に合算する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」は、「決まって毎月支払われる手当」及び「基本給」に係る部分のみが対象となるのでしょうか。	P33
180	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合、どのように取り扱えばよろしいのでしょうか。	P33
181	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえ、公定価格が減額改定されましたが、令和2年度はこれを人件費に反映させず、給与水準を維持しました。このような事情がある場合でも、令和3年度に加算新規事由がない施設・事業所の基準年度は加算前年度となるのでしょうか。	P33
182	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知第3の2において、「処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、（中略）改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと」とされているが、「業績等に応じて変動するもの」とは具体的に何を指すのでしょうか。	P33
183	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	処遇改善等加算Ⅲの加算額については、どのように計算すればいいのか。	P33
184	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか。	P34
185	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	地方単独事業による加配職員や施設が独自に加配している職員は、処遇改善の対象となるのでしょうか。	P34
186	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	非常勤職員は処遇改善の対象となるのでしょうか。	P34
187	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	派遣職員は処遇改善の対象となるのでしょうか。	P34
188	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	育児休業を取得予定の職員は処遇改善の対象となるのでしょうか。	P34
189	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くとありますが、ここでいう「法人役員」の範囲はどこまででしょうか。	P34
190	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くとありますが、役員報酬を受け取っていない場合も対象外となりますか。	P34
191	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くとありますが、勤務する施設・事業所ではない別法人の役員を兼務している場合も対象外となりますか。	P34

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
192	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くとありますが、施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合も対象外となるのでしょうか。	P34
193	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	全ての職員を対象とする必要があるのでしょうか。また、賃金改善額は、一律同額とする必要があるのでしょうか。	P34
194	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、ここでの「賃金改善額の総額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」も含まれるのでしょうか。	P35
195	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、ここでの「賃金改善額の総額」には賃金改善に伴い増加する超過勤務手当や一時金も含まれるのでしょうか。	P35
196	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、個々の職員ごとにこの要件を満たす必要があるのでしょうか。	P35
197	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	処遇改善等加算Ⅲについては、処遇改善等加算Ⅰ又はⅡの取得が要件となるのでしょうか。	P35
198	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「決まって毎月支払われる手当」に、通勤手当や扶養手当は含まれるのでしょうか。	P35
199	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「決まって毎月支払われる手当」により賃金改善を行う場合、手当を新設する又は既存の手当を増額するいずれの方法がよいのでしょうか。	P35
200	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育の別に定める額はどのように算定すれば良いのでしょうか。	P35
201	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和4年度）	処遇改善等加算Ⅰ・処遇改善等加算Ⅱに係る様式が改正されましたが、改正前の様式で加算申請があった場合、改正後の様式で再度加算申請は必要でしょうか。	P36
202		○	○					処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	分園がある場合の「平均年齢別子ども数」と「各月初日の利用子ども数」は、本園・分園ごとに算定するのでしょうか。	P36
203	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	臨時特例事業を実施した施設等が令和4年度に利用定員の見直しを行う場合においても、令和3年度年齢別平均利用児童数を用いるのでしょうか。	P36
204			○					処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	留意事項通知の別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））の注記において、「教育標準時間認定子どもの利用定員を設定していない場合の適用を受ける施設については、教育標準時間認定子どもの別に定める額に教育標準時間認定子どもの平均年齢別利用子ども数を乗じて得た額の合計を加えること」と記載されていますが、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。	P36
205	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	臨時特例事業による賃金改善については、加算Ⅰ及び加算Ⅱの支払賃金に含めるのでしょうか。	P36
206	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	処遇改善等加算通知第6.2.(1).ア.ii、第6.2.(2).ア.iiにおいて「賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、賃金改善実施期間終了後、基本給等による改善額が3分の2を下回っていた場合は、加算Ⅲの要件を満たさないとして、加算認定の取り消しとなるのでしょうか。	P37

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
207	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	加算Ⅲの認定をするに当たって、別紙様式4に添付することとされている「見込平均利用子ども数の算出方法書」とは、どのような書類を想定されているのでしょうか。	P37
208	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	臨時特例事業を実施した施設・事業所にあつては、令和4年度において改めて加算認定を行うことは不要でしょうか。また、認定内容の通知も不要でしょうか。	P37
209	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	実績報告に係る要件として、臨時特例事業を実施した施設等にあつては、令和4年10月以降の賃金水準が、令和4年9月までの賃金水準を下回っていないこととされていますが、具体的にどのような確認を行えばいいのでしょうか。	P37
210	○		○					施設関係者評価加算	公開保育をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	P37
211	○	○	○					小学校接続加算/主幹教諭等専任加算/主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	小学校との交流活動をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	P38
212	○	○	○	○	○	○	○	公定価格	災害や感染症が発生し、施設等が臨時休園等を行った場合に、施設型給付等の支給はどうなるのでしょうか。	P38
213	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	職員の異動に伴い、施設・事業所間で処遇改善等加算の金額の一部の配分を調整する場合はどのように取り扱えばいいのでしょうか。	P38
214	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	配布された年齢別児童数計算表では、4月に0人の年齢区分がある場合、伸び率が計算できませんが、どのように計算すればよいのでしょうか。	P38
215	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経験年数の算定に当たり、複数の施設で勤務する職員は、勤務する施設・事業所の全てにおいて算定対象に含めることになるのでしょうか。	P38
216	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経験年数の算定に当たり、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設での勤続年月数を含めることができますが、加算当年度の4月1日時点で当該証明書が交付されていれば、勤務した期間の全てを含めることができるのでしょうか。	P38
217		○	○					処遇改善等加算Ⅲ	分園を設置している施設については、加算Ⅲの加算算定対象人数をどのように算定すればよいのでしょうか。	P39
218	○		○					基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。	P39
219		○			○	○		基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。	P39

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
220	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日付こ成保21）においては、「各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」は常勤の保育士と扱うこととされましたが、公定価格における常勤換算の方法も変更されるのでしょうか。	P39
221	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）	処遇改善等加算の起点賃金水準に含まれる「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分（以下、「人件費の改定分」という。）」の算式で算定した金額と「令和5年度当初予算の公定価格に基づいて計算した金額と令和5年度補正を反映した公定価格に基づいて計算した金額との差額（以下、「改定による影響額」という。）」を比較した場合、「人件費の改定分」の金額の方が大きい、どのように対応すれば良いか。	P40
222	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）	「No. 221」について、改定による影響額を用いた場合、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの新規事由がある場合の特定加算見込（実績）額はどのように算定すればいいのでしょうか。	P40
223			○					主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	基本分単価に含まれる年齢別配置基準の保育教諭等には主幹保育教諭等2人を配置するための費用が算定されているが、主幹保育教諭等の発令をしていない場合、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合の減算調整は適用されるのか。	P41
224	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ	年齢別児童数について、特例給付を受ける児童も、これに含めるのでしょうか。なお、いわゆる私的契約児については、これに含まない整理ということでしょうか。	P41
225	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ	算定対象人数の算出の基礎とする職員数の算定において、教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合の調整を受ける施設の場合、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合」は該当となるのでしょうか。	P41
226	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	「基準年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の算定方法が処遇改善等加算通知第4の2(1)キ及び(3)カの※に示されているが、〈算式1〉について、どのように算定すればよいのか。	P42
227	○	○	○	○	○	○	○	常勤換算	「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義について」（令和6年6月25日付こ成保666号）においては、これまで常勤保育士として就労してきた保育所等において就労を希望するものの、育児・介護等により、1か月に勤務すべき時間数が120時間未満となる保育士を勤務時間短縮保育士とし扱うこととされましたが、公定価格における常勤加算の方法は、どうなりますか。	P42
228	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和6年度）	賃金改善計画書の廃止により、処遇改善が適切に行われなかった可能性が高いと思われる場合、賃金改善計画書と同様の計画書を求めてもよいのでしょうか。	P43
229	○	○	○					小学校接続加算	市町村において5歳から小学校1年生までのモデルカリキュラムを策定している場合には、当該加算の要件を満たすか。	P43
230	○	○	○					小学校接続加算	卒園した児童が通学することが想定される全ての小学校と連携・接続する必要があるか。	P43
231	○	○	○					小学校接続加算	当該施設に5歳児が在籍していない場合は要件を満たさないか。	P43

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
232		○	○					主任保育士専任加算/基本部分調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合について、開催したが参加者が0人の場合、要件を満たしているか。	P43
233		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりましたが、満3歳未満の利用者負担の所得階層の区分の決定や副食費徴収免除加算の判定等に用いる市町村民税所得割額においてはどのように取り扱いますか。	P43
234		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	定額減税額は、各種税額控除による控除後の市町村民税所得割額を超える場合には、各種税額控除による控除後の市町村民税所得割額の限りで定額減税が行われることとなっていますが、保育料の算定上は控除の対象とならない金額による控除により、定額減税額自体が満額減額されない場合に、保育料の利用者負担額の算定において用いる定額減税反映後の市町村民税所得割額についてどのように考えますか。	P44
235		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	自治体向けFAQ.【第19.1版】No146において、海外勤務等により賦課期日において子ども・子育て支援法の施行地に住所を有しない者の実際の利用者負担額の算出にあたっては、所得を推定できる資料等により、課税相当額を推計するなどして、市町村民税非課税世帯を含む全階層区分のうちいずれかの区分に当てはめることとありますが、その際、定額減税は考慮しないでよいでしょうか。	P44
236	○	○	○	○	○	○	○	人事院勧告	人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に伴う保育士等の処遇改善の対象となる者を教えてください。	P44

<以下、第27版において追加>

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
新規	○	○	○					小学校接続加算接続加算	要件 iii に「小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手」とあるが、具体的にどのような取組が想定されるか。【新規】	P45
新規	○	○	○					小学校接続加算接続加算	年度途中にカリキュラムを編成・実施に着手した場合、要件 iii の継続的な協議会の開催等は年度を跨いだものであっても差し支えないか。【新規】	P45
新規	○	○	○					小学校接続加算接続加算	要件 iii に「小学校との継続的な協議会の開催等により」とあるが、一つの園で実施することが困難な場合、合同の協議会を開催しそこに対象施設の担当者が参加する形でも問題ないのか。【新規】	P45
新規	○	○	○					小学校接続加算接続加算	協議会について、例えば都道府県の主催で、域内の幼児教育施設や小学校の関係者が参加できる大規模な合同協議会を開催しており、架け橋期のカリキュラムについて協議しているが、実際に連携・接続する園と小学校での協議がなされない場合は、要件 iii の対象となるのか。【新規】	P45
新規	○	○	○					小学校接続加算接続加算	自治体で策定しているモデルカリキュラムに沿って園ごとに小学校を見据えたカリキュラムを作成しているが、園と小学校で協議を行わず個別に作成しているのみの場合は要件を満たしていると考えられるか。【新規】	P45
新規		○	○		○	○		1 歳児配置改善加算	要件のうち「保育に係る計画・記録に関する機能」の注意書きに「職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること」とあるが、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。【新規】	P45
新規		○	○		○	○		1 歳児配置改善加算	要件のうち「保護者との連絡に関する機能」の注意書きに「ＩＣＴを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く」とあるが、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。【新規】	P45
新規		○	○		○	○		1 歳児配置改善加算	要件のうち、ＩＣＴの導入要件のみを満たしておらず、年度途中で要件を満たした場合は、要件を満たした月の属する月の翌月から加算を認定して良いのか。【新規】	P46
新規		○	○		○	○		1 歳児配置改善加算	要件のうち、職員の平均経験年数の要件について、「原則として加算年度の４月１日時点の「職員１人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。」とあるが、年度内に職員の異動等があった場合は毎回要件を満たしているかを確認すべきか。【新規】	P46
新規	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害が発生した場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施等を行うこと（災害時の地域支援）とされているが、災害が発生しなくても、災害時の地域支援に係るマニュアル等の整備並びに原則月１回の研修・訓練の実施等を行っていれば、加算は継続して取得できるのか。【新規】	P46
新規	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件について、エッセンシャルワーカーの範囲や定義はどう考えるのか。【新規】	P46

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
新規	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件の認定にあたっては、災害時のマニュアルや主任保育士が災害の研修を受けたことが分かる資料を添付すれば良いか。【新規】	P46
新規	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件の中で、「原則月1回の研修・訓練等を行う」とあるが、これを満たさなかったことが確認された場合は当該加算分は返還することになるのか。また、計画・マニュアル上は「月1回」以上の研修・訓練を予定していたが、実際には園の事情により中止されることも想定されるが、「原則月1回」の許容範囲如何。【新規】	P47
新規	○		○					外部監査費加算	加算の要件において、「これに準ずる公認会計士又は監査法人の監査」とあるが、「これに準ずる」とは具体的には何を指すのか。【新規】	P47
新規	○		○					外部監査費加算	私立学校振興助成法第14条第2項に基づく監査を受けることを加算の要件の一つとしているが、私立学校振興助成法施行規則第2条第4項に規定する人件費支出内訳表も監査対象となるか。【新規】	P47
新規	○		○					外部監査費加算	一部の都道府県においては、私学助成の交付の要件として、計算関係書類と人件費支出内訳表のみならず、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表を監査対象に加えているが、私学助成の交付を受けていない場合でも、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表は監査対象となるか。【新規】	P47
新規	○		○					外部監査費加算	私立学校法に基づく監査を受けることを加算の要件の一つとしているが、計算関係書類のみならず、財産目録も監査対象となるか。【新規】	P47

公 定 価 格 に 関 す る F A Q （ よ く あ る 質 問 ）

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
1	○							基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （園長） 1人 （幼稚園教諭） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人 ・ 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要）
2		○						基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （施設長） 1人 （保育士） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を配置 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） ※ 教育・保育に従事する者に短時間勤務の職員を充てる場合の取扱いについては、No. 219を参照すること。
3			○					基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （園長） 1人 （保育教諭等） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 2・3号の利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）
4				○				基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （家庭的保育者） ・ 子ども3人につき1人 ※別途家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人まで （事務職員） 非常勤事務職員（定員3人以下の場合で家庭的保育補助者加算を適用する場合を除く。 また、家庭的保育者が兼務する場合・業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員（定員3人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は配置は不要（その場合は家庭的保育補助者加算は対象外））
5					○			基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （管理者） 1人 （保育従事者） ・ 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 及び 左記に加えて1人を加配 ※上記の定数のうちA型は100%、B型は50%以上 ^(*) は保育士 （必要保育従事者数（整数化後（「No. 8」を参照））×1/2＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）） ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については非常勤保育従事者1人を加配（A型は保育士） ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を配置（A型は保育士） （事務職員） 非常勤事務職員（管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
6							○	基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （管理者） 1人 （保育従事者） ・ 家庭的保育者 子ども3人につき1人（それぞれの家庭的保育者に補助者を配置する場合は5人） ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については非常勤保育従事者1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を配置 （事務職員） 非常勤事務職員（管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員
7							○	基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 ・ 定員19人以下の小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所→「No. 5」の回答を参照 ・ 定員20人以上の事業所→「No. 2」の回答を参照
8	○	○	○				○	基本部分（配置基準）	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	配置すべき教育・保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数になります。 ※家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業を除く ＜算式＞ {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 ^(※1) ×1/20(〃)} + {1、2歳児数 ^(※2) ×1/6(〃)} + {乳児数×1/3(〃)} = 必要教育・保育従事者数(小数点第1位を四捨五入) (※1)1号認定こどもの場合満3歳児を含む。(※2)1号認定こどもの場合満3歳児は含まない。 ※子どもの年齢は年度の初日の前日における満年齢 ※認定こども園の場合は施設全体(1号～3号)の子どもの数を基に計算
9	○	○	○				○	基本部分（配置基準）	削除（No. 218、No. 219に分割して掲載）	
10	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	公定価格における配置基準を上回る配置を行うことは可能です。また、公定価格における配置基準を下回る場合、幼稚園・認定こども園（1号認定）については、これまで私学助成において年齢別の幼稚園教諭等の配置基準の設定がなかったため、新制度施行後すぐに公定価格における配置基準を満たすことが困難な場合があることから、そのような場合に公定価格を調整することにより対応することにしています（認定こども園は1号と2・3号で等分して減算する）。この場合でも、幼稚園設置基準や認定こども園の認可・認定基準を満たすことが求められます。
11	○	○	○				○	基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	公定価格における「年齢区分」については、各月初日の子どもの満年齢により区分します。その上で、年度の初日の前日の満年齢が一つ下の年齢区分に該当する場合には、単価表上「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価が適用されることになります。そのため、年度を通じて同一の単価が適用されることになります。 ＜例＞ ・ 5月5日で満4歳となる子どもの場合 4月及び5月 → 年齢区分：「3歳児」の単価を適用 6月～翌3月 → 年齢区分：「4歳以上児」の単価を適用 ただし、年度の初日の前日における満年齢は「3歳」となり、一つ下の年齢区分（3歳児）に該当するため、「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価（3歳児の単価と同額）を適用

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
12	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。	地域区分ごとの市町村の一覧は、別添1を参照。なお、別添1に記載のない市区町村は「その他地域」となります。 公定価格における地域区分は、以下のとおり設定しています。 ・国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠する。 ・国家公務員等の地域手当の設定がない市町村について、設定がある市町村に複数隣接し、又は囲まれている場合には、隣接している市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分分まで引き上げる。 ※平成27年度の制度施行時の経過措置（上記設定方法により地域区分が下がる市町村等）あり。 令和2年度からは、次の仕組みを設けています。 ・国家公務員等の地域手当の設定がある市町村についても、より支給割合の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分分まで引き上げる。 また、令和6年度からは、次の仕組みを設けています。 ・国家公務員等の地域手当の設定の有無に関わらず当該市町村が、同一都道府県内で高い地域区分の市町村に全て囲まれている場合には、同一都道府県内の囲まれている市町村のうち最も近い市町村の地域区分分まで引き上げる。 ・国家公務員等の地域手当の設定がない市町村について、現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、当該市町村よりも高い地域区分の市町村が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある市町村が含まれている場合には、当該市町村よりも高い地域区分の隣接市町村のうち、最も近い市町村の地域区分分まで引き上げる。
13	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用されます。 また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うことになります。 なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となります。
14	○	○	○	○	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	施設型給付費については、使途制限を設けておらず、各施設における人件費等の費用を全て積算どおりに支払わなければならないものではありません（個別の支出額に応じて単価を変更するものではありません）。 なお、私立保育所においては市町村からの委託費として支払われることから、その使途の取扱いについては一定の範囲を定めることとし、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日 府子本第254号、雇児発0903第6号）において定めています。
15	○	○						基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	学校教育を行うに当たり実際に主幹教諭又はそれと同等の立場の教諭が必要であることを前提に積算していますが、発令の有無を算定要件としているものではなく、減算されません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
16	○	○	○		○	○		基本部分調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合（幼稚園、認定こども園（1号認定子ども）は連続する過去2年度間、保育所・認定こども園（2・3号認定子ども）、小規模保育事業、事業所内保育事業においては過去5年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて減算額を算定することになります。また、上記の状態にある施設・事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行う必要があります。 ※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化（都道府県等の認可権者の認可・届出等）も必要になります。 また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び自治体向けFAQの参考資料をご参照ください。 ※令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する小規模保育を実施する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものについては、各年度の年間平均在所率が133%以上の状態とならない限り、公定価格の減算を適用しないこととする特例が設けられています。
17	○	○	○		○	○		定員超過の場合の減額調整		削除
18	○		○					基本部分学級編制調整加配	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	35人以下の極めて小規模な園は、必ずしも年齢別の学級編制が行われない場合もあること、他方、大規模園は30:1（公定価格における4歳以上児配置基準）と35:1（幼稚園設置基準における原則的な学級編制基準の上限）の差が縮まるため、学級編制調整加配を行わなくとも必要な配置を満たすことが比較的容易と考えられるためです。
19	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
20	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
21		○			○	○		所長（管理者）設置加算		削除
22	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	副園長又は教頭を置く場合には、学級担任など教育・保育への従事状況にかかわらず、加算されます。
23	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	公定価格（基本分）における幼稚園教諭等の配置基準を満たした上で、別途副園長を配置する場合については、特段免許保有者の条件は課していません。
24			○					学級編制調整加配加算	学級編制調整加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	学級編制調整加配加算は、幼稚園との整合性を踏まえ、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の合計の利用定員が36人以上300人以下の施設で、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、保育教諭等を配置する場合に加算の対象としています。
25	○	○	○					3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	3歳児の配置基準を15人につき1人としている場合に加算することを要件としており、実際に施設に配置されている幼稚園教諭、保育士、保育教諭数が、・「No. 1～No. 3」及び「No. 8」で示した配置基準、計算方法について、3歳児の配置基準を20人ではなく15人として計算して算定された必要職員数以上となる場合に加算することとしています。
26	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	満3歳児の配置基準を6人につき1人とする場合に満3歳児のみに加算が適用されます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
27	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	満3歳児の受入れがされた時点からその年度内までの間について加算が適用されます。
28	○		○					チーム保育加配加算	どういった場合にチーム保育加配加算の対象となるのか。	副担任を配置している場合など、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合において、基本分単価で求められる教員数に、他の加算の認定を受けた場合はその加算により求められる教員数を加えた「必要教員数」を超えて教諭等を配置している場合に、その人数に応じて加算が行われることになります。（利用定員の区分ごとに人数の上限があります。） なお、3歳児配置改善加算や満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算などの各種加配加算については、各園の実情に応じて必要な加算を選択できることになります。
29	○		○					チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	従前の幼稚園の教諭配置状況や私学助成からの円滑な移行を踏まえて、上限数を設定しています。（上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上240人以下は3人、241人以上270人以下は3.5人、271人以上300人以下は5人（平成27年は4人）、301人以上450人以下は6人（平成27年は5人）、451人以上8人（平成27年6人）） なお、施設の判断でこの基準を上回る配置を行うことも可能であり、この場合の人件費は、上乗せ徴収等により賄うこととなります。
30	○		○					通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	必ずしも専任運転手の配置を要件としておらず、例えば、運行委託によることも可能です。
31	○		○					通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
32	○		○					給食実施加算	休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して「週当たり実施日数」を算出してください（小数点第1位を四捨五入）。 また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
33	○		○					給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	給食の実施方法の別にかかわらず、給食を実施している場合には加算されます。 ただし、①施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合と、②施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合の別に異なる加算額が設けられています。 外部搬入は②に該当しますが、外部委託については、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合は②ではなく①に該当します。
34	○		○					給食実施加算		削除
35	○		○					外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	加算/減算はされません。本加算の金額は実際の費用の実態を踏まえて平均的な額として設定しています。
36	○		○					外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。	当年度の3月時点で、当年度会計について会計監査人による監査を受けていることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算されます。（例えば、当年度会計について、監査報告書の発行の時期は翌年度となりますが、当年度の3月時点で、監査法人等と監査実施契約を締結していることが確認できれば、当年度（当該会計年度）の3月分の単価に加算されることになります。）
37	○		○					外部監査費加算	外部監査を受けた場合は市町村による会計監査を省略することができますか。	公認会計士又は監査法人による外部監査を受けた幼稚園や認定こども園については、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村等による会計監査を省略することができます。なお、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件については、指導監督等を通じてその適合状況を把握する必要があります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
38			○	○			○	○	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。なお、加算については、上記の延べ利用子ども数（平日に他の施設（事業）を利用する子どもを含む）に応じて適用される加算額を休日保育を実施する施設（事業）を利用する各月初日の子ども数（平日は他の施設（事業）を利用する子どもを含まない）で除して加算されることになります。
39			○	○			○	○	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	「休日保育の年間の延べ利用子ども数」は、過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることになります。また、実績が見込みを上回った（下回った）場合であっても、加算額の増額（減額）は行われません。なお、利用見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要があります。
40			○	○			○	○	夜間保育加算	削除
41								○	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようなものか。 母子家庭等の子どもの保護者が夜間及び深夜※の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要性の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供すると市町村が認めた場合に適用されます。 ※概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね3/4以上見込まれること。
42					○	○		○	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようなものか。 資格保有者加算は家庭的保育事業及び小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されます。また、小規模保育事業C型については、資格を有する人数に応じて加算が行われます。
43						○	○		保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようなものか。 保育士比率向上加算は小規模保育事業のB型及び同基準が適用される事業所内保育事業において、常態的に保育比率を3/4以上として保育を実施する場合に適用されます。また、その際の必要保育士数については「No. 5」の回答に準じて以下のとおり計算します。 （*）必要保育従事者数（整数化後）×3/4＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）
44					○				家庭的保育支援加算	削除
45					○	○	○		障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようなものか。 障害児 ^{（*）} を受け入れる事業所において、障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。 （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
46		○	○	○	○	○		減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのでしょうか。一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょうか。	減価償却費加算は、以下の要件全てに該当する施設を対象とします。 （ア）保育所等の用に供する建物が自己所有であること（注1） （イ）建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること （ウ）建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと（注2） （エ）賃借料加算の対象となっていないこと （注1）施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること （注2）施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えありません。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること よって、（注2）①～③の全てに該当する建物については、（ウ）に該当するものとできるので、（ア）、（イ）、（エ）の要件も全て該当している場合は、加算の対象とすることができます。 また、減価償却費加算の地域区分については、「標準」または「都市部」とし、「都市部」とは、当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいいます。
47		○	○	○	○	○		賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	保育所等の賃借料加算については以下の要件全てに該当する場合に加算されます。 （ア）保育所等の用に供する建物が賃貸物件であること（注） （イ）（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること （ウ）「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知））に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと （エ）減価償却費加算の対象となっていないこと （注）施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること また、賃借料加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。
48		○	○					調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算Ⅰ」、「加減調整部分における施設長を配置していない場合」については、中心園と分園それぞれの定員区分を基に単価を計算しますが、分園の場合に係る調整については、「基本分単価」及び「処遇改善等加算Ⅰ」の合計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、その他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。
49			○					調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。	施設全体（1号～3号）の実配置数（常勤換算値）が基本分単価における保育教諭等の配置基準を下回る場合に、 不足保育教諭等数 ＝ 年齢別配置基準（＋保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1 ＋ 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1 ＋ 学級編制調整加配加算の適用を受ける場合は1） － 園全体の実配置数（常勤換算） で算定し、不足保育教諭等数を1号と2・3号で等分（1人不足している場合はそれぞれ0.5人ずつ）して減算することになります。 ※「No. 3、No. 8」の回答を参照
50			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	幼保連携型認定こども園の保育教諭については当分の間は経過措置が適用されるため、資格要件に係る減算は適用しないことにしています。この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
51			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者となっている場合に減算されるのか。	「No. 50」のとおり、この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。国の示す基準では、幼稚園型認定こども園における2号認定こどもの保育については幼稚園教諭免許を保有する者とする特例及び保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園における学級担任については保育士資格を保有する者とする特例を設けていることから、その場合については調整の対象にはなりません。
52		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜開所する場合）		削除
53					○	○	○	調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない事業所に適用します。なお、支援を受ける頻度については定めはなく、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く）の置かれている状況や支援の内容等を踏まえてご判断頂くことになります。
54		○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【追記】	主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。また、その場合は子育て支援活動費加算も対象になります。 ・幼稚園型一時預かり事業 ・一般型一時預かり事業など非在園児の預かり ・満3歳児に対する教育・保育の提供 ・障害児に対する教育・保育の提供 ・継続的な小学校との連携・接続に係る取組 ・災害時における地域支援の取組
55		○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	主幹教諭以外に副園長、教頭、指導教諭を専任化させる場合も加算の対象となります。 なお、副園長及び教頭については幼稚園教諭免許状を有していない者についても、一定の条件の下、任用が可能となっており、本件専任化の対象とする場合も、免許の保有は要しません。
56			○					主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【追記】	主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・乳児が3人以上入所している施設 ・障害児が入所している施設 ・災害時における地域支援を実施している施設
57		○	○	○				主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することはできるのか。また、代替教員や代替保育士は、他の業務と兼務することはできるのか。	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当から離れて、指導計画の立案や地域の子育て支援活動等に専任できるようにするものですので、主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することは適当ではありません。なお、主幹教諭や主任保育士等が教育・保育に従事することを一切排除するものではなく、その役割を適切に果たす観点から、例えば、園運営の企画・調整、他の教諭や保育士等に対する指導・助言、学級担任やクラス担当等の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことを妨げるものではありません。また、代替教員や代替保育士等についても、療育支援加算における主幹教諭や主任保育士等を補助する者をはじめ、同一の者が他の加算の対象職員となることはできません。なお、本来の業務に支障のない範囲で他の業務を行うことは差し支えありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
58	○	○	○					療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	障害児 ^(*) を受け入れている施設で、主幹教諭等（幼稚園は主幹教諭等専任加算、保育所は主任保育士専任加算が適用されている施設）を補助する者（非常勤職員であって資格の有無は問わない）を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。また、以下の区分に応じて加算額が異なります。（加算はA又はBのいずれか） ・特別児童扶養手当の支給対象児童 ^(**) を受け入れている施設・・・A ・A以外の障害児を受け入れている施設・・・B （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない） （**）特別児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限により支給されていない児童を含む
59	○		○					事務職員配置加算	幼稚園全体・認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	加算要件にある「基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員」については、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合には別途配置する必要はありませんが、「基本分単価を超えて配置する非常勤事務職員」については、他の職員による兼務や業務委託ではなく、別途配置していただく必要があります。
60		○						事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	以下の事業等のいずれかを実施する場合に加算が適用されます。なお、施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・乳児が3人以上入所している施設 ・障害児が入所している施設
61	○	○	○	○	○	○	○	冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。【修正】	冷暖房費加算は、施設（事業所）の所在地により加算額が異なりますが、「一級地から四級地」については、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条第一号及び第二号」に掲げる地域となり、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域については「激変緩和地域」、それ以外の地域については「その他地域」の加算額が適用されます。
62	○	○	○	○	○	○	○	除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	除雪費加算は「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。
63	○	○	○	○	○	○	○	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	降灰除去費加算は「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。（別添3を参照）
64		○	○					高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	高齢者等 ^(*) を非常勤職員として雇用（年間総雇用時間が400時間以上）し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設 （*）高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦
65	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設（事業所）の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等複数実施する場合に加算が適用されます。 なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。（1施設（事業所）当たり16万円が上限） （幼稚園の場合） ・幼稚園型一時預かり事業、一般型一時預かり事業など非在園児の預かり、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設 （認定こども園） ・延長保育事業、幼稚園型一時預かり事業、一般型一時預かり事業など非在園児の預かり、病児保育事業、満3歳児が入所している施設、乳児が3人以上（4月から11月までの各月初日平均）入所している施設（※）、障害児が入所している施設 （幼稚園・認定こども園以外施設・事業の場合） ・延長保育事業、一般型一時預かり事業、病児保育事業、乳児が3人以上（4月から11月までの各月初日平均）入所している施設（※）、障害児が入所している施設 （※）①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
66	○	○	○	○	○	○	○	栄養管理加算		削除
67	○	○	○					小学校接続加算	小学校接続加算とは何か。具体的な加算要件はどのようなものか。 【追記】	小学校接続加算は、幼児教育において育まれた資質・能力が小学校以降の生活や学習の基盤となることから、更なる幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進を図ることを目的に設定されたものです。小学校との連携・接続に係る取組を行う施設を対象としており、具体的な加算要件は次のとおりです。i～iiの要件を満たす場合と、i～iiiの要件を満たす場合で、加算される額が異なります。 i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること。なお、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。 小学校と協働して策定する5歳児から小学校1年生のカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）については、以下URLにある資料を参照ください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm ・ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版） ・ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版） ・ 幼保小の架け橋プログラム事業の各自治体の取組概要資料、中間成果報告会資料
68	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をHP等により広く公表している場合に加算を行うこととしています。
69	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、その期間内において、1回限りの加算としています。
70	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。 また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。	加算の適否は、各月初日の状態で判断しますので、年度の途中や月の途中で加算の適否が変わる場合には、加算の適否が変更した日の属する月の翌月（月初日に加算の適否が変更となった場合には、その月）から単価が変更されます。 ただし、自治体や事業者の事務負担に配慮し、加算の適否に変更がない場合において、国としては、毎月事業者が自治体に対して申請書を提出したり、自治体が事業者に対して加算要件の適合状況を確認したりすることを求めるものではありません。例えば、4月に加算の適用が認められれば、その後毎月申請書等を提出するのではなく、加算要件を満たさなくなった場合にその変更を踏まえた申請書を改めて提出することにより翌月から新しい単価を適用する取扱いも可能です。（この場合、指導監査により、事後的に各月の施設の状況と加算の適用状況の整合性について確認を行うことになります。）
71	○	○	○	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	算式に従い単価を計算した結果については、加算項目ごとに10円未満端数切り捨てとなります。
72	○	○	○	○	○	○	○	その他		削除
73	○	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	給付費・委託費については、「各月初日の在籍児」に係る給付費等はその月中に支払い、「月途中での入退所」がある場合については、翌月の支給時（翌月初日の在籍児の支給時）に併せて支払うことを基本としています。
74	○	○	○	○	○	○	○	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	月途中での入退所があった場合については、以下により計算します。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て（教育標準時間認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（20日を超える場合は20日）÷20日 （保育認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（25日を超える場合は25日）÷25日

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
75	○	○	○	○	○	○	○	その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合は、給付額に反映されるのか。	給付費は、公定価格から市町村が定める利用者負担額を控除した額により支払われます（子ども子育て支援法第27条等）。徴収額を誤った場合や未納の場合であっても市町村からの給付費の額は変わりません（公費補填される仕組みではありません）。なお、徴収額を誤った場合や未納の場合は、施設（私立保育所を除く）・事業者において適正な金額を保護者から徴収してください。
76	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（定員区分）	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。	利用定員です。
77		○	○					基本部分（定員区分）	認定こども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	2号・3号の合計定員の単価が適用されます。
78			○					基本部分（定員区分）	認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。	後者となります。
79		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜開所する場合）		削除
80	○		○					基本部分（配置基準と学級編制との関係）	幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。	各年齢ごとの子どもの総数に対して各年齢ごとの職員配置基準を満たす必要があります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
81							○	公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	3歳以上児の保育は、連携施設を含む保育所又は認定こども園で行うことが原則ですが、必要に応じて、定員の範囲内で、特例給付を受けて事業所内保育事業を引き続き利用することは可能です。
82	○		○					公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格（基本分単価）に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）」とありますが、自治体向けFAQ222番との関係も教えてください。	公定価格の基本分単価の常勤職員の人件費については、引き続き都道府県による団体補助が行われることを前提に必要な退職金経費を賄うよう積算しているものです。
83	○		○					公定価格		削除
84			○					減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。 （例：施設全体で100人利用定員のところ、5年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合）【追記】	認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。 ※例の場合は、1号の在所率は100%となります。2号・3号の在所率は143%（2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用）となっており、これが2年間連続で続いている場合には2・3号の全ての子どもについて公定価格を減算（120%未満の児童も含め）することになります。また、1号の子どもについては、減算の要件を満たしていないことから、減算は行われません。 ただし、上記の場合であっても、令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設・事業所については、令和7年度に限り従前の規定のとおりとします。
85		○	○		○	○	○	休日、夜間保育加算		削除
86	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。	保育士や幼稚園教諭だけでなく、事務職員や調理員等も対象となります。また、処遇改善は非常勤職員も対象となります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
87	○	○	○	○	○	○		通園バス代の 実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。
88	○		○					給食実施加算	1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日と考えます。したがって、保護者が弁当持参を希望し、給食を利用しない子どもがいる場合も、弁当持参を希望し給食を利用しない子どもを除く1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっていれば実施日に含まれます。
89	○		○					公定価格	公定価格FAQ Q12によると、「平成27年度の制度施行時の経過措置（上記設定方法により地域区分が下がる市町村等）あり。」とありますが、認定こども園（幼稚園）の場合の1号認定についても経過措置は適用されるのでしょうか。	全ての認定区分及び施設・事業において経過措置を適用します。（従って、市町村の管内に所在する全ての施設・事業の地域区分は同一になります。）
90	○	○	○	○	○	○	○	加算要件の 確認等		削除
91		○	○		○	○	○	休日保育加算	公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。	休日保育加算については、平成26年度以前の休日保育事業を給付費等の加算として再整理したものであり、休日保育事業と同様に給食及び間食に係る費用を算定しています。
92	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算 の要件		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
93		○	○					障害児受入の際の加算	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、加算措置が設けられています。認定こども園や幼稚園、保育所については加算措置がないのでしょうか。	ご指摘のとおり、地域型保育事業において障害児を受け入れる場合には、障害児保育加算を設けることとしています。他方、認定こども園や幼稚園、保育所において障害児を受け入れた場合における財政支援については、既存の仕組みにより対応することとしています。具体的には、私立幼稚園については、私学助成の特別補助（特別支援教育経費）により対応することとし、保育所については従来通りの地方交付税措置により対応することになります。なお、認定こども園において私学助成や障害児保育事業の対象とならない障害児については、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）において対応することとします。これらの施設において、主幹教諭等（幼稚園は主幹教諭等専任加算、保育所は主任保育士専任加算が適用されている施設）を補助する者（非常勤職員であって資格の有無は問わない）を配置して主幹教諭・主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等の療育支援を行う場合には、療育支援加算の対象となります。
94		○	○					特例給付の公定価格	1号認定を受けた子どもが保育所で特例給付を受ける場合や、2号認定を受けた子どもが幼稚園で特例給付を受ける場合の、それぞれの給付単価はどのようになるのでしょうか。	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）第3条及び4条において、規定されております。 （参考） ○1号認定子どもが保育所を利用する場合（特別利用保育） ・保育所に適用される2号認定に係る公定価格が適用。 ・年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子供の場合は基本分単価（保育短時間認定）から7,500円（副食費徴収免除対象子どもは3,000円）を減じた額。 ○2号認定子どもが幼稚園を利用する場合（特別利用教育） ・幼稚園に適用される1号認定に係る公定価格が適用。 ※なお、通常の教育時間を超える利用については、一時預かり事業（幼稚園型）による対応となる。市町村が施設等利用給付第2号認定のみなし認定（子ども・子育て支援法第30条の5第7項）を行うことで、無償化の対象とすることができる（保護者は施設等利用給付第2号認定の申請は要しない）。
95		○		○				基本部分、調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」は、認定こども園を構成している幼稚園にはどのように適用されるのか。	事務連絡に示している例外的・暫定的な利用定員設定及び公定価格の減算調整は、1号認定子どもについてのみ適用することを想定しています。具体的には、認定こども園を構成している幼稚園の適用単価の設定・減算調整（都道府県の判断により、私学助成との整合性等を踏まえて独自に厳格に減算する場合の下限の設定を含む。）に当たっては、認定こども園を構成している幼稚園部分全体の認可定員・実利用人員・基準適合定員に代えて、それぞれから2号利用定員を減じて得た人数を用いることとします。詳細は、自治体向けFAQ.【第19.1版】No95の参考資料をご参照ください。また、同FAQ. No110のとおり、従来の私学助成の運用や他の新制度に移行していない私立幼稚園に対する指導との関係や地域の実情に応じ、各都道府県において、当該参考資料と異なる取扱いが行われ得ることもご注意ください。 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和5年内閣府告示第29号）により、「定員を恒常的に超過する場合」の減算額は各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて算定することとなり、単価の算定に用いている定員区分と各月初日の利用子ども数に差異がない場合には、調整率が設定されていません。他方で、当該事務連絡2.(2)によると、実利用人員が該当する定員区分に基づく公定価格の単価を適用して支給する場合において、私学助成については各都道府県がそれぞれの考え方に従って定員超過の場合の交付額の調整を行っている実態を踏まえ、各都道府県において特に必要と判断する場合には、定員超過園の実態に応じ、施設ごとに、公定価格に定める減算割合よりも低い調整割合を定めて適用することが可能であることを示していることから、令和5年度以降も都道府県の判断により、従前どおりの減算調整を行うことは可能です。
96		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。	処遇改善等加算を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事・指定都市長・中核市長及び都道府県知事との協議により処遇改善等加算の認定事務を行うこととなった市町村長が定める日までに、必要書類を市町村長に提出することとしており、具体的には都道府県等が定めるスケジュールによることとなります。また、加算認定が年度途中になった場合、事業者からの申請ベースで適用した上で、認定がなされた後に認定の効果を年度当初に遡及して適用することとなります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
97	○	○	○					園長の兼務	園長（施設長）を一人の者が兼務していますが、この場合の公定価格の扱いはどのようなのでしょうか。認定こども園、幼稚園、保育所とで違いはありますか。	幼稚園については、必置の職員である園長の人件費は基本分単価に含まれています。したがって、何らかの事情で園長が専任でない場合であっても公定価格上減算されることはありませんが、専任でない園長を置く幼稚園にあっては、原則として、副園長等の教員を1名追加して配置すること（幼稚園設置基準第5条第3項）とされており、当該教員分の人件費は公定価格上は算定されません。認定こども園については、いずれの類型ともに、幼保連携型認定こども園に準拠し、幼稚園と同様の取扱いとなります（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項備考第4号）。また、保育所については、施設長の人件費は基本分単価に含まれていますが、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従することが要件としてあり、要件が満たされない場合は、「施設長を配置していない場合」の調整が適用されます。
98		○	○		○	○	○	休日保育の利用者負担額	休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできますか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。	新制度においては休日保育を給付化することになりますので、休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、利用料を徴収することはできません。なお、保護者のいずれもが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできます。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできません。また、就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用することが考えられます。この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになります。なお、休日の職員体制を充実させて休日保育を実施しているなど、公定価格による水準を超えて費用がかかる場合は、保護者の同意や私立保育所の場合は市町村への協議など、必要な手続きを経た上で、特定負担額や実費徴収により、水準を超える費用を徴収することも考えられます。
99		○	○		○	○	○	休日保育の利用者負担額	常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。	保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、保育の利用を妨げるものではありません。また、その場合、別途の利用料を徴収することはできません。
100		○	○		○	○	○	休日保育加算	休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。	日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
101		○	○		○	○		基本単価と必要な職員配置	保育所や認定こども園（保育認定2号・3号）の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知。以下、「留意事項通知」という）の各事業類型の「Ⅱ基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士（常勤）等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がなかったことから、配置基準に達していない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することとしています。
102		○						処遇改善等加算Ⅰ		削除
103		○	○	○				療育支援加算	療育支援加算は、年度途中に障害児を受け入れた場合でも対象になりますか。また、当該障害児が年度途中に退所した場合はどうなりますか。	月の初日において障害児が1人以上利用している場合、仮に当該障害児がその後に退所した場合であっても、当該月以降、年度を通じて加算の対象となります。（例えば、4月当初は障害児の受け入れがなく、7月に障害児を受け入れ、当該障害児が10月に退所した場合、7月以降の9か月分が加算の対象となります。）
104		○		○				担当職員（教育補助者）の資格要件	幼稚園の教諭免許状が失効している者をチーム保育を担当する教育補助者として配置する場合は、配置の日までに都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行う必要がありますか。	当該者の教諭免許状が失効している場合については、新制度への円滑移行の観点から、各市町村の判断により、1年以内の一定期間内に所定の手続きを行うことを条件として、チーム保育を担当する教育補助者として配置を認めることを可能とします。
105			○	○		○	○	休日保育加算	ある施設が、自園に在籍する子どもだけでなく、平日は近隣市町村の別の施設を利用している子どもも受け入れて休日保育を実施する場合、休日保育にかかる給付金は、利用者数を按分した上で、利用者の居住するそれぞれの市町村が給付することとなるのでしょうか。	休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。例えば、平日に他市町村の利用者が利用しない園において、休日保育のみ近隣市町村からも受入を行う場合、他市町村からの利用者も含めた「休日保育の年間延べ利用子ども数」による加算を施設所在地市町村が支払うこととなりますが、その休日保育費用相当分を居住地市町村との間で調整いただくことは差し支えありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
106		○	○		○	○		休日保育加算	各市町村において休日保育の利用可能人数の上限を設定した場合でも、休日保育加算の対象となりますか。	休日保育加算は、各施設・事業者が利用可能人数の上限を設定している場合であっても、「休日保育の年間ののべ利用子ども数」に応じた加算の対象となります。なお、各市町村においては、休日保育に対するニーズを満たすよう取組みが求められます。
107	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	都道府県で行う処遇改善等加算の事務を市区町村（指定都市、中核市及び特定市町村を除く）に委ねる場合、どこまで委ねることができるのでしょうか。事務を委任する場合であっても、形式的に県に計画書や請求書を提出してもらう必要があるのでしょうか。	処遇改善等加算Ⅰについて、申請内容の確認等の事務を市町村に委任することは可能ですが、確認・取りまとめの具体的な程度については、都道府県と市町村の間で決定していただくことになります。
108	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	市独自に処遇改善のための加算制度を設けている場合、賃金改善要件の判定において、どのように取り扱えばよいでしょうか。	賃金改善要件については、市独自に加算制度を設けている部分を除いて判定していただくこととなります。
109		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
110		○						処遇改善等加算Ⅰ		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
111		○	○	○	○	○		減価償却費加算	減価償却費加算について、敷地内に複数の施設が存在し、施設整備費補助金を受けたものと受けていないものが混在している場合や、単一施設であっても新築部分とその後の増築部分で施設整備費補助金を受けた受けなが分かれている場合、どのような取扱いになるのでしょうか。	減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていないものが対象となります。したがって、同じ敷地内に施設整備費の国庫補助を受けた施設と受けていない施設が混在する場合、補助金を受けていない施設については、加算要件に該当する場合には、加算の対象となります。また、同じ敷地内に保育所の他に別棟で給食室等を建設した場合は単一の保育施設とみなされますので、国庫補助金の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象となりません。他方、新築部分と増築部分で施設整備費補助金を受けた、受けないが分かれている場合であっても、当該施設としては施設整備費の国庫補助を受けていますので加算の対象とはなりません。ただし、施設整備費等国庫補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、老朽化等を理由として改修等が必要と市町村が認める場合であって当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと等の要件に該当する場合には、この限りではありません。
112		○	○	○	○			賃借料加算	「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けた施設・事業については、賃借料加算は受け取れないのでしょうか。開設前の賃借料の補助は賃借料加算と重複しないのでしょうか。	「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助事業については、事業開設後の賃借料にも充てられることから、当該補助を受けている期間中は賃借料加算の対象とはなりません、当該国庫補助事業による補助がなくなった翌月分からは委託費や地域型保育給付等の中で賃借料加算を支払うこととなります。
113	○	○	○	○	○	○		加算部分全般	療育支援加算、事務職員雇上費加算、家庭的保育補助者加算など、職員の配置に係る加算については、当該職員の勤務時間が最低何時間以上なければならない等の制限はありますか。	加算の趣旨が実現される勤務実態となっているかどうか踏まえ、各市町村において適切に認定を行っていただくようお願いします。
114			○					基本部分調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	認定こども園において、主幹教諭等を専任化させるための代替保育教諭等として、常勤1名と非常勤職員1名を配置することとされていますが、非常勤職員を2人配置した場合に、減算調整は適用されるのでしょうか。また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合について、減算調整は適用されるのでしょうか。	認定こども園については、留意事項通知の別紙3のⅣの1.（1）に示す事業等を複数実施した上で、主幹教諭等を専任化させるための代替教諭等として常勤職員1名及び非常勤職員1人の配置を求めており、配置が満たされない場合は、減算調整が適用されることとなります。質問の事例でいえば、常勤職員1人の配置が満たされないため、当該常勤職員分の減算調整のみが適用されることとなります。また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合については、1号部分及び2・3号部分のそれぞれから減額調整が行われることとなります。
115			○					事務職員配置加算	認定こども園の事務職員配置加算は1号の利用者がいない場合には加算されないのでしょうか。	事務職員配置加算の適用を受けることはできませんが、認定こども園においては2・3号の加減調整部分における「1号認定子どもの利用定員を設定しない場合」の費用の調整により、事務職員配置加算に相当する額を含めております。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
116			○					土曜日に閉所する場合の減算・日割り計算	幼稚園型認定こども園で土曜日に閉所している場合も、その園を利用する2・3号認定子どもの公定価格については、「土曜日に閉所していることによる減算」が必要となるのでしょうか。 また、日割り計算をする際、除する日数は25日となるのでしょうか。	幼稚園型認定こども園の公定価格についても、保育所等と同様、土曜日開所が前提となっています。このため、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。）に閉所する施設や開所していても保育を提供していない施設に、「土曜日に閉所していることによる減算」が適用されます。 また、日割り計算をする際にも、2・3号認定子どもの公定価格の場合は25日を用いることとなります。
117				○	○	○		連携施設（経過措置期間中の減算）	家庭的保育事業等では、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）附則第3条の規定により、施行の日（平成27年4月1日）から10年間は連携施設の設定をしなくても良いことになっていますが、この経過措置の間、公定価格は減算されることになるのでしょうか。	家庭的保育事業等は、連携施設を設けることが要件となっており、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されています。このため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設定がなされていない場合には、減算の対象となります。 なお、連携施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第1項各号に掲げる全ての連携協力が確保されたものであることとします。
118			○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	土曜日に閉所する場合の減算調整について、半日開所や開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。 また、半日開所のニーズしかない地域の場合、ニーズに合わせて半日しか開所しないことが考えられますが、この場合も減算の対象となるのでしょうか。	公定価格上、2・3号認定子どもを受け入れる施設については、土曜日も含め、基本的に11時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、半日開所する場合も含めて開所時間が11時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となります。 ただし、地域のニーズに合わせて土曜日において必要とされる時間（例えば午前中のみ）のみ開所する場合は、減算の対象となりません。
119			○	○	○	○	○	その他	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算において、休日保育を行っている等により開所日数が通常よりも多い場合も、土曜日に恒常的に閉所している等により開所日数が通常よりも少ない場合も、どちらの場合も25日で除するという事で良いのでしょうか。	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算においては、実際の開所日数に関わらず、25日で除していただくこととなります。留意事項通知第2をご参照ください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
120	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	キャリアパス要件が必要となる「研修」は、どの程度のものであれば認められるのでしょうか。また、施設・事業所職員の能力評価とはどのようなもので、どのような内容が必要でしょうか。	施設・事業所職員の職位、職務内容等に応じた研修（所長研修、主任保育士研修など職位に応じた研修、或いは職務内容に応じた研修など）を実施、又は研修の機会を確保していればよく、研修内容は、社会通念上、明らかに職員の研鑽目的でないものを除き、施設の実情に応じて取り組んでいれば認められるものになります。また、能力評価については、個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行うなどが考えられます。施設・事業所の職員が業務や能力に対する自己評価をし、その認識が事業者全体の方向性でどのように認められているのかを確認し合うことが重要であり、この趣旨を踏まえて適切に運用されているのであれば、要件を満たしていると考えられます。
121		○	○					高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算における高齢者等の範囲は、高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、母子家庭等の母及び寡婦等に限られるのでしょうか。	精神障害者（精神保健及び精神障害者法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）なども考えられます。
122				○	○	○		減価償却費加算	家庭的保育事業等の減価償却費加算について、自宅の一部で保育を行う場合、家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であることというのは、自宅の名義が事業主でなければならないということか。 また、名義に関して、親族等との共有名義である場合は、どうか。	加算要件に「自己所有であること」としていますので、原則として、自宅の一部を改修して保育を行う場合であっても、建物の名義が事業主でなければ、減価償却費加算の対象とはなりません。 ただし、家庭的保育事業等は、保育者の居宅等を保育の提供場所としている場合もありますので、建物が配偶者や生計を一にしている者の名義であるなど、社会通念上、要件の主旨に反しないと判断される場合は加算要件を満たしているものとして差し支えありません。
123	○	○	○	○	○	○		減価償却費加算	減価償却費加算の加算要件に、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。 また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付金を受けている施設から減価償却費加算の申請が出されてしまった場合、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないのか。	加算要件（ウ）における「国庫補助金」には、地方単独補助金は含まれませんが、減価償却費加算の趣旨に鑑み、地方単独補助金と二重交付とならないよう、市町村判断で加算の認定をしないという判断も可能です。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
124		○	○	○	○	○		賃借料加算	賃借料加算においては、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」が要件とされているが、賃借料について、前払いによりその一部又は全部が支払われ、毎月支払う賃借料が減額されている場合の取扱いはどのようなものか。	一括払いや分割払いといった賃借料の支払い方により加算の適用期間が変わるのは、公平性の観点から望ましくありませんので、実質的にどの期間の賃借料について国庫補助金が充当されているかを判定し、当該期間（国庫補助対象期間）については、賃借料加算が適用されない取扱いとなります。 具体的な国庫補助対象期間の算定に当たっては、国庫補助基準額から礼金の額を控除した金額（礼金を国庫補助対象とする場合に限る。）を前払いによる減額を考慮しない月額賃借料で除し、これにより得られた月数（小数点以下切り上げ）が国庫補助対象期間となります。ただし、賃借料に係る契約等において、国庫補助金を賃借料に充当する期間・金額について個別に定めている場合は、当該定めによる期間が国庫補助対象期間となります。 例：減額前の月額賃借料150万円、礼金300万円、20年契約、国庫補助基準額4,100万円の場合 ①契約時に4,100万円を前払い（礼金含む）することで、月額賃借料を減額している場合（契約等において、国庫補助金を賃借料に充当する期間等の定めがない場合） $(4,100万円 - 300万円) \div 150万円 = 25.33月$ ⇒国庫補助対象期間 26月 ②契約時に4,100万円を前払い（礼金含む）することで、月額賃借料を減額している場合（契約等において、契約期間全期間の賃借料に国庫補助金を充当する定めがある場合） ⇒国庫補助対象期間 240月（＝20年間）
125		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどのようにすればよいのか。	加算見込額の算式における「処遇改善等加算の単価の合計額」の算定に当たっては、実際の加算額と極力近い値となるよう見込む必要があります。 従って、「土曜日に閉所する場合」など、処遇改善等加算に関連する各調整部分についても、加算見込額の正確性を高めるために、調整部分のうち処遇改善等加算部分を算出し、以下の算式で導かれる値を加算見込額から減算することになります。 【「土曜日に閉所する場合」の加算見込額算定上の算式】 { (⑦処遇改善等加算＋⑧3歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分＋⑨4歳以上児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分＋⑩夜間保育加算のうち処遇改善等加算部分) × 賃金改善要件分の加算率÷処遇改善等加算の加算率 } × ○/100 （※○/100は、各定員区分によって決定）
126		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのか。	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準（平成27年内閣府告示第49号）第14条の定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、10円未満であった場合は、小数点第1位を切り捨てすることとします。 例：認定こども園、各月初日の利用子ども数：35人 療育支援加算の処遇改善等加算の単価の求め方 $120 \div 35 = 3$（小数点第1位切り捨て）
127		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経年数算定の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか。	平均経年数算定の算定に当たり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の証明書を求めるものではありません。職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料等によって算定することが考えられます（職歴証明書によらず、雇用保険加入履歴や年金加入記録などから推認する場合は、労働条件通知書等もあわせて確認することが考えられます。公立施設に在職している期間については、辞令の写しで代えることも可能と考えられます）。 また、記載事項としては、事業所名、職種（保育士、調理員等）、雇用形態（常勤、非常勤等）、勤務時間、雇用期間など、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和5年6月7日付け通知）（以下「処遇改善等加算通知」という。）第4の1の内容が確認できるような項目が考えられます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
128		○	○	○	○			減価償却費加算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのでしょうか。	減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金（以下「整備費等補助金」という。）の補助対象となる整備等（株式会社の場合は、整備費等補助金の補助対象と同等の整備等）を実施しながら、整備費等補助金の交付を受けない場合に加算されるものです。 減価償却費加算の適用の有無は、以下を基準に判断してください。 1. 保育所の場合 ① 減価償却費加算の適用の有無の判断は確認を受けた施設・事業所ごとの単位で行います。 一つの施設・事業所が複数の棟に分かれている場合や分園を設けている場合であっても確認を受けた施設・事業所全体で減価償却の適用の有無を判断することになります。 このため、施設・事業所の一部でも整備費等補助金^{（注1）}の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象になりません^{（注2）}。 （注1）施設整備費等補助金に該当しない補助金の例示 ・ 地方自治体の単独事業による施設整備費等 ・ 創設、増築・増改築、改築、大規模修繕等以外の施設整備費等の国庫補助金（スプリンクラー設備の補助等） （注2）減価償却費加算の対象とならない場合の例示 - i 保育所等の一部（分園を含む）を整備費等補助金で整備した場合 - ii 保育所等がA棟とB棟の複数の棟で構成されている場合で、A棟又はB棟の一部を整備費等補助金で整備した場合 ② 既存建物の無償譲渡を受けて教育・保育を実施している場合など、整備費等補助金の補助対象となる整備等の実施や建物の購入をせずに、保育所等として活用している場合には、減価償却費加算の対象になりません。 2. 認定こども園の場合 保育所部分の一部でも整備費等補助金の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象になりません。したがって、幼稚園部分について幼稚園整備補助等の国庫補助金を受けた場合でも、保育所部分を自己資金で整備した場合は減価償却費加算の対象となります。
129			○					基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等の専任化をしていない場合とあるが、「主幹保育教諭等」としてどのような職種が対象になるのか。	副園長、教頭及び主幹保育教諭・指導保育教諭（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においては、副園長、教頭及び主幹教諭・指導教諭・主任保育士）が対象になります。
130		○	○					主幹教諭等専任加算/主任保育士専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件はどのようなものか。	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと」との要件については、地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業等）や私学助成による子育て支援活動等を実施していることのみを意味するものではなく、各園や地域の実情に応じて、教育・保育に関する相談・情報提供や、子どもと保護者との登園の受入れ、保護者同士の交流の機会の提供等の取組など地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行っていれば、要件を満たすものと取り扱って差し支えありません。（「主幹教諭等専任加算等の取扱いについて」（周知）平成28年3月4日 事務連絡を参照）
131		○		○				主幹教諭等専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）		削除
132			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適用することができないのでしょうか。	認定こども園において、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の減算が適用される場合でも、専任代替教諭等の配置が行われているのであれば、主幹保育教諭等の専任化や規定される複数の事業をしていないことをもって、加算を取得できなくなることはありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
133			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」については、それぞれ1号認定子ども又は2・3号認定子どもが対象となるのでしょうか。	これらの事業の実施については、認定こども園全体で一般型一時預かり事業や障害児に対する教育・保育の提供を行っていれば、1号認定子ども及び2・3号認定子どもの区分の双方について当該事業を実施していると取り扱います。
134	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経年数の算定にあたり、派遣労働者や、育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか。	派遣労働者については、算定対象となります。 一方、育児休業・産前産後休業を取得している職員（以下、「育休等取得者」）については、当該休業期間の有給・無給を問わず、算定対象となります。また、育休等取得者本人が算定対象となるため、育休等取得者の代替職員は算定対象となりません。
135	○	○	○	○	○	○	○	日割り計算	各月（3月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。	月途中での入退所があった場合、加算部分を含め公定価格は日割りとなります（自治体向けFAQ No132参照）。 ただし留意事項通知において、「各月初日の利用子どもの単価に加算」、「3月初日の利用子どもの単価に加算」又は「各月（3月）初日の利用子ども数で除して得た額とする」等と記載のある加算については、日割り計算の対象から外れます。 上記のような加算については、各月（3月）初日に利用している子どもの単価に全額加算され、仮に月の途中に退所しても日割りは行いません。逆に、各月（3月）初日に利用していない月の途中に入所した子どもの単価には加算されません。
136					○	○		処遇改善等加算Ⅱ	小規模保育事業所や小規模な企業主導型保育事業所では主任保育士の職位が設けられておらず、管理者と保育士のみ事業所もあるが、このような事業所が処遇改善等加算Ⅱを取得する場合には「副主任保育士等」「職務分野リーダー」とは別に「主任保育士」の職位も設けなければならないのでしょうか	小規模保育事業所（事業所内保育事業所（A型又はB型）を含む。）及び企業主導型保育事業所（定員が19人以下の事業所に限る。）については、処遇改善等加算Ⅱの取得に際して、「副主任保育士等」及び「職務分野リーダー」に対応する職位を設ければよく、これに加えて、主任保育士の職位を新たに設ける必要はありません。
137					○	○		処遇改善等加算Ⅱ	小規模保育事業や小規模な企業主導型保育事業を行う事業所について、主任保育士を処遇改善等加算Ⅱによる直接の賃金改善の対象とすることはできるのでしょうか。	小規模保育事業A型又はB型を行う事業所（事業所内保育事業所（A型又はB型）を含む。）及び企業主導型保育事業所については、保育所と同様に、主任保育士を処遇改善等加算Ⅱによる直接の賃金改善の対象とすることはできず、賃金のバランス等を踏まえて必要な場合に行う配分調整による賃金改善のみが可能となります。 また、家庭的保育事業に近い形態である小規模保育事業C型を行う事業所については、公定価格上において主任保育士の人件費を設定していないことから、主任保育士の職位にある者についても、処遇改善等加算Ⅱによる直接の賃金改善の対象として差し支えありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
138								〇	〇	処遇改善等加算Ⅱの加算取得のために主任保育士の職位の設定が必要と考え、加算の取得に際して新たに主任保育士の職位の設定を行った小規模保育事業所や小規模な企業主導型保育事業所であっても、主任保育士の職位にある職員を直接の賃金改善の対象とすることはできないのでしょうか。 処遇改善等加算Ⅱの加算取得のために主任保育士の職位の設定が必要と考え、加算の取得に際して新たに主任保育士の職位の設定を行った小規模保育事業所（事業所内保育事業所（A型又はB型）を含む。）及び企業主導型保育事業所（定員が19人以下の事業所に限る。）であって主任保育士と副主任保育士等の業務分担が困難な事業所においては、関係規定の見直しを行い「副主任保育士等」及び「職務分野別リーダー」に対応する職位のみの配置とすることにより、「副主任保育士等」として直接の賃金改善の対象とすることが可能です。
139		〇		〇	〇				副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、加算の認定は、毎月に行うものとされていますが、施設の設置者から申請を毎月徴さなければならないでしょうか。 また、2号認定子どもについては施設（事業所）からの申請は不要ですか。 1号認定子どもについては、月の給食実施日数により加算額を算定することから、各月の申請が必要としています。ただし、事務負担の軽減の観点から、施設からの加算申請を数ヶ月分まとめて受理し、認定する（例：4, 5, 6月分の申請を6月にまとめて受ける）などの運用を妨げるものではありません。ただし、9月の加算認定については、所得の判定に用いる市町村民税所得割合算額が前年度から当該年度に切り替わることにより、副食費徴収免除対象子どもの数に変動が生じる可能性があることにご留意ください。 2号認定子どもについては、施設（事業者）からの申請は必要ありません。自治体で把握する副食費徴収免除対象子どもの数に応じた額を給付いただくこととなります。
140		〇		〇					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、副食費徴収免除加算における給食実施日を「施設（事業所）が把握している各月初日における副食の提供予定」としていますが、申請と実績に乖離がある場合について、加算の再認定を行う必要がありますか。 虚偽や不正の手段により加算を受けた場合を除き、改めて加算認定をし直す必要はありません。ただし、申請と実績に大きな乖離が続く場合などについては、その理由について、施設（事業所）から説明を求めるなど加算認定に当たって丁寧な対応をお願いします。
141		〇		〇					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、一部の日に給食の希望制をとっていますが、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合には、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。 副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用子どもの全てに副食の全てを提供する日」とし、「施設（事業所）の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなすものとする」としているため、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている日については、給食実施日に該当します。
142		〇		〇					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、夏休み期間など長期休業中の預かり保育や一時預かり事業において副食を提供した場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。 預かり保育や一時預かり事業における副食の提供については、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
143	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、午前中に教育の提供が終了する場合において、午後には預かり保育を利用する子どもに対して副食を提供した場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	施設（事業者）が給食として食事を提供しており、預かり保育を利用しない子どもも含め希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当します（この場合、給食の提供に要する費用について、預かり保育の経費に計上することはできません。）。なお、預かり保育を利用する子どもに限定して副食を提供できる体制をとっている場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しません。
144	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、同じ月に副食の全てを提供する日と、おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する日がある施設について、ともに副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用児童の全てに副食の全てを提供する日」としているため、牛乳やおやつなどのみの提供など副食の一部のみを提供する日については、給食実施日に該当しません。なお、給食実施日として計上されず、当該加算の対象とならない副食の提供に要する費用については、保護者から徴収することが可能です。
145	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、3歳児は弁当持参とし、4・5歳児には給食提供している場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	施設が利用子どもに対して副食を提供できるにも関わらず、副食を提供していないのであれば、利用児童の全てに副食の全てを提供してはならないことから、給食実施日に該当しません。なお、3歳児について希望する者には副食の全てを提供できる体制を取っている場合は、給食実施日に該当します。
146	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、4歳児に給食を提供するが5歳児は遠足等の行事で弁当持参とする日があった場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	副食費徴収免除加算の注書きにおいて、「施設（事業所）の都合によらずに副食の一部または全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なす」としていますが、その趣旨は、施設が全ての利用子どもに対して副食を提供できる体制を取っている場合は、施設の都合によらず一部の子どもが副食の一部または全部の提供を要しない場合であっても、給食実施日に含めて差し支えないとするものです。左記の例では、5歳児については遠足で外出しており副食を提供を要しない一方、4歳児については給食を提供しているため、給食実施日に該当し、給食の提供がされない5歳児に対しても加算されます。
147	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、幼稚園の卒園式以降の日においては、幼稚園を卒園する1号認定子ども（以下この問において「卒園児」という。）に給食を提供することはできませんが、卒園児以外の希望する全員に給食提供している場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	1号認定子どもについて、卒園式以降の日についても、卒園児以外の希望する全員に副食の全てを提供できる体制を取っている日であれば、これを給食実施日に含み、卒園児を含めた全ての副食費徴収免除対象子どもに対して加算されます。また、卒園式の日以降に預かり保育事業を利用する場合で、同事業の中で提供される副食費は、副食費徴収免除加算には該当せず、無償化F A Q 12-9の長期休業中と同様に、施設が認定保護者から徴収することが可能です。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
148		○						委託費の経理	教育・保育の無償化に伴い、施設が徴収することとなった副食費について、社会福祉法人会計基準上、収支計算書、事業活動計算書においてどのように区分するべきでしょうか。	主食費などと同様、施設により徴収する費用であることから、 ・資金収支計算書については、 大区分）保育事業収入 中区分）利用者等利用料収入 小区分）利用者等利用料収入（一般） ・事業活動計算書については、 大区分）保育事業収益 中区分）利用者等利用料収益 小区分）利用者等利用料収益（一般） となります。 なお、法人所管市町村において現在これと異なる取り扱いとしている場合には、令和元年度の決算書類は従前の取り扱いによって差し支えありません。
149	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	本加算は、火災・地震等の災害時に備え、施設の総合的な防災対策を図る取組に必要な経費が加算の対象となりますが、災害備蓄品の購入は対象となりますか。	施設機能強化推進費加算において、施設の総合的な防災対策を図る取組については、避難訓練や防災教育などの活動に限らず、避難具の整備や災害に備えた物品の購入も対象となります。
150		○	○					分園	分園について、基本分単価において充足すべき職員の構成は、本園と同様でしょうか。	本園・分園の基本分単価については、それぞれの利用定員別に算定することとしており、分園についても、本園同様、「年齢別配置基準」だけではなく、「その他」の職員（施設長を除く）についても充足する必要があります（ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから分園においては配置不要。また、調理員等については、中心園から給食を搬入する場合は、配置不要）。
151			○					教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用するとされていますが、教育標準時間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合には適用されますか。	教育標準時間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合においても、当該調整は適用されます。 なお、この取扱いは幼保連携型認定こども園に限るものではなく、他の類型の認定こども園にも適用されます。
152	○		○					日割り計算	5歳児が3月の卒園月にA自治体からB自治体に転居した場合も、A自治体の支給認定を取り消して再度B自治体で支給認定を取得させ、施設型給付を日割り計算する必要があるでしょうか。また、A自治体で支給認定を取り消さず月末まで維持し、一括して施設型給付を支払うことは可能ですか。	通常、月途中での入退所があった場合、転出元自治体においては支給認定の取消しを行うとともに転入先自治体において新たに支給認定を行い、施設型給付費については日割り計算を行うこととなります。 しかし、5歳児が卒園後に転居した場合にあっては、転居先自治体において新たに特定教育保育施設を利用する事は考えにくいことから、転出元自治体において支給認定を3月末まで取り消さず、卒園月の施設型給付を一括して給付することを基本としてください。その際、転出元自治体と転入先自治体で密に連絡を取り、支給認定・給付の重複が生じないようにご注意ください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
153		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	土曜日に開所していても保育を提供していない場合、閉所しているものとして取り扱うとのことだが、土曜日利用希望があり開所したが、当日キャンセルの連絡があり利用する子どもがいなくなった場合も閉所しているものと取り扱うのか。 また、土曜日に係る保育の利用希望がなく閉所する予定であったが、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものと取り扱うか。	原則、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取扱いますが、事前に利用希望があり保育を提供するために開所したのであれば、当日キャンセルにより利用する子どもがいなくなり保育の提供ができなくなったとしても、開所しているものと取扱います。 また、保育の利用希望がなく閉所する予定で、土曜日に閉所する場合の調整の適用を受ける認定を受けた施設であっても、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものと取扱います。
154		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	土曜日が5日ある月の場合調整率の区分の取扱いはどうなるのか。 また、土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合の調整率の区分の取扱いはどうなるのか。	土曜日の調整率の区分の扱いについては以下のとおりです。 【土曜日が5日ある月の場合】 ・土曜日のうち1日を閉所した場合は「月に1日土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日のうち2日を閉所した場合は「月に2日土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日のうち3日を閉所した場合は「月に3日以上土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日のうち4日を閉所した場合は「月に3日以上土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日のうち5日を閉所した場合は「全ての土曜日を閉所する場合」の区分が適用されます。 【土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合】 ・土曜日（祝日を除く）のうち1日を閉所した場合は「月に1日土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日（祝日を除く）のうち2日を閉所した場合は「月に2日土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日（祝日を除く）のうち3日を閉所した場合は「全ての土曜日を閉所する場合」の区分が適用されます。
155	○		○					給食実施加算	主食は「施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている」が、副食は「施設外で調理して施設に搬入しているなど、自園調理と外部搬入を同時に行う方法により給食を実施している場合、加算額はどのように算定されるのでしょうか。	自園調理の場合でも、献立の一部を外部搬入して提供する場合も通常あるものと考えられます。（パン・サラダ・ゼリーなど）したがって、食事の一部を外部搬入している場合でも、施設内の調理設備を使用して調理した食事と併せて提供している場合には自園調理の単価を適用して差し支えありませんが、提供する食事の大半が外部搬入となっているなど、主たる給食の提供方法が「施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている」方法と考えられない場合には、外部搬入の単価を適用してください。
156	○		○					給食実施加算	週のうち数日、自園調理によって給食を提供し、残りの数日を外部搬入によって給食を提供する場合は、それぞれの日数にそれぞれの単価を乗じた額を合計して加算額を算定するのでしょうか。	適用する単価は自園調理分もしくは外部搬入分のいずれかが片方になります。左記のような場合は、園が提供する食事の実態を総合的に勘案し、園の実態として主たる給食の実施形態がどちらであるかによって判断してください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
157	○		○					給食実施加算	購入した食材を電子レンジで温めて提供するような給食を実施している場合は、自園調理分の単価を用いて加算額を算定するのでしょうか？それとも外部搬入の単価を用いて算定するのでしょうか。	搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合は、外部搬入分の単価を用います。
158		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	年末年始に土曜日がある場合、閉所すると減算が適用されるのでしょうか。	年末年始（12月29日から1月3日）の間にある土曜日については、閉所した場合であっても減算は適用されません。
159		○			○	○		所長（管理者）設置加算	職員の急な休みに対応するため、施設長（管理者）が業務を代行した場合、「実際にその施設の運営管理の業務に専従」しているものとして減算が適用されるのでしょうか。	施設長（管理者）が急に休んだ職員の業務を代行に行った場合等、止むを得ず緊急的に施設長（管理者）が他の業務を行った場合は「兼務」として取り扱わず、減算は適用されません。
160		○	○		○	○		休日保育加算	共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する場合の申請についてはどのようにすればよいでしょうか。	他施設・事業所（居宅訪問型保育事業を除く）と共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する場合の加算の申請については、共同保育を実施する各施設・事業所ごとに行ってください。
161		○	○		○	○		休日保育加算	企業主導型保育施設との共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する場合、企業主導型保育施設を利用した分の申請についてはどのようにすればよいでしょうか。	他施設・事業所（居宅訪問型保育事業を除く）や企業主導型保育施設との共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する場合における、企業主導型保育施設を利用した分の申請については、例えば以下のようなことが考えられます。 ①企業主導型保育施設を利用した子どもが在籍する施設・事業所ごとに、それぞれが企業主導型保育施設を利用した分を上乗せして申請する（申請した各施設・事業所から企業主導型保育施設に利用した分を支払う） ②代表する施設・事業所が、他施設・事業所分もまとめて一括で企業主導型保育施設を利用した分を上乗せして申請する（代表して申請した施設・事業所から企業主導型保育施設に利用した分を支払う） なお、申請方法や企業主導型保育施設への支払い等については、共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する際の実施要綱や運営規程に位置づけるをお願いします。
162		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がなかった場合、保育の提供がないものとして閉所しているものと取り扱われるのでしょうか。	土曜日に閉所する場合の調整は、原則として、開所していても保育を提供していない場合（自園の子どもがいない状態）に適用されます。共同保育であっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、同様に閉所しているものと取り扱われます。当該事例については、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
163	○	○	○	○	○	○		栄養管理加算	栄養士について、以下の場合、「配置」「兼務」「嘱託」のどれに該当するのでしょうか。 ①栄養士を派遣契約により配置する場合 ②法人本部で栄養士を雇用する場合 ③栄養管理業務を外部委託する場合	①栄養士を派遣契約により施設に配置する場合は、派遣契約は「雇用契約等」に該当し、「配置」となります。（「兼務」に該当する場合を除きます。） ②法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」となります。（「兼務」に該当する場合を除きます。） ③栄養管理業務を外部委託する場合は、「栄養士としての業務を嘱託等する場合」に該当し、「嘱託」となります。
164	○	○	○	○	○	○		その他	市町村において、各種加算の認定にまで至っていない場合、各施設・事業者への加算の支給については、どのように対応すればよろしいでしょうか。	施設型給付費等の支払いについては、留意事項通知第3（2）でお示ししているとおり、当月分は遅くともその月中に支弁することとしているほか、「施設型給付等の支払いについて（依頼）」（平成27年4月9日付け事務連絡）及び「施設型給付等の支払いの円滑な実施について（依頼）」（平成27年5月20日付け事務連絡）において、法令に基づき、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要がある旨お示ししております。 支給額については、各種加算額も含めて各施設・事業者が教育・保育を実施するために通常要する費用の額となることを踏まえ、市町村において加算の認定にまで至っていない場合としても、従前の実績等から判断して認定の可能性があると思われる加算については、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、各施設・事業の運営に支障が生じないように配慮をお願いします。 また、処遇改善等加算については、都道府県知事等が加算の認定を行うこととされていますが、これについても同様の取扱いとしてください。 ただし、これらについては、給付費等の支払いが遅れることで、施設及び事業所の運営に支障が生じないようにお示ししているものであり、やむを得ない事情がある場合には、施設・事業者と調整の上、利用子どもへの処遇や職員の処遇など施設の安定的な経営に支障の無い範囲内において、翌月払いとしても差し支えありません（ただし、この場合においても、歳出の会計年度所属区分に留意する必要があります。）。
165	○	○	○	○	○	○		処遇改善等加算	処遇改善等加算通知第3の2「賃金の改善の方法」において「対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意する」とされていますが、各職員に傾斜をつけて賃金改善を行うことは一切認められないということでしょうか。	処遇改善等加算に係る賃金改善要件分を特定の保育従事者等に合理的な理由なく偏って配分するといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要があります。 従って、若手職員への配分を厚くする、保育従事者の経験に応じて傾斜をつけるなど、合理的な理由により施設の方針に基づき賃金改善を行うことは差し支えありません。
166	○	○	○	○	○	○		処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの新規事由はどうか。	処遇改善等加算Ⅰについて、「加算新規事由がある」とは、加算額が増加することを意味するものではなく、施設・事業所に適用される「賃金改善要件分」自体が制度的に拡充される（＝加算率が引き上がる）ことを意味し、新たに賃金改善要件分を適用する場合を含め、次の①～④が該当します。 ①賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定により増加する場合 ②キャリアパス要件を新たに満たした場合（「賃金改善要件分からの2%減」が解除） ③平均勤続年数の増加（加算前年度：10年以下→加算当年度：11年以上）により、賃金改善要件分の加算率が増加（6%→7%）する場合 ④加算当年度から新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合（加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合も含む） また、加算率の増加のない施設・事業所において、他の施設・事業所の特定加算見込額の一部を受け入れる場合についても、新規事由に該当します。 なお、以下の場合には、新規事由には該当しません。 ・利用児童の増加により加算Ⅰの加算額が増加する場合 ・加算Ⅰ以外の加算（例：3歳児配置改善加算）の新規取得等により加算Ⅰの加算額が増加する場合 ・「基礎分」の加算率が増加する場合

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
167	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	次のような事例は処遇改善等加算Ⅱの「新規事由」に該当しますか。 ①別表に定める「基礎職員数」の改正（例：「栄養管理加算」の追加）があった場合 ②利用児童の増加や他の加算取得により「基礎職員数」が増加する場合	処遇改善等加算Ⅱについて、「加算新規事由がある」とは、以下に該当する場合のみを指します。 ・賃金改善に係る算定額（【加算Ⅱ－①】40,000円・【加算Ⅱ－②】5,000円）の増額改定による単価の増加 ・基礎職員数に「乗じる割合」（【加算Ⅱ－①】 $1/3$ ・【加算Ⅱ－②】 $1/5$ ）の改定による加算Ⅱ算定対象人数の増加 したがって、質問にあります①・②の場合は、加算Ⅱ新規事由には該当しません。
168	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	基準年度について、「加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合」には、加算当年度の3年前の年度とすることも可能とされていますが、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。	施設・事業所において、加算前年度以前に国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている場合や人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の減額改定を反映させず、給与水準を維持した場合等を想定しています。
169	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	同一の設置者・事業者の賃金水準をもとに新規開設園の起点賃金水準を算出する場合は、どのように算出すればよいでしょうか。	同一の設置者・事業者の賃金水準に基づき新規開設園の「起点賃金水準」を算出する場合は、基準年度となる開設前年度（＝加算前年度）の同一の設置者・事業者の賃金テーブルから加算前年度の処遇改善等加算分を除いて算出してください。
170	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	計画段階においては、加算当年度の人件費の改定分に係る改定率は0%でよろしいでしょうか。	計画書提出時に加算当年度の人件費の改定率が示されていない場合は、当該部分は0%として取扱います。
171	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知で示されている「事業主負担増加見込総額」及び「事業主負担増加相当総額」を算出する＜算式＞は「標準」とされていますが、別の方法による算定も可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。別の方法で算定する場合は、算定の考え方について説明できることが必要です。
172	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	処遇改善等加算Ⅱの賃金改善を手当で行っている場合、賃金改善見込・実績額及び賃金水準の算定の対象は「決まって毎月支払われる手当」と「基本給」両方という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
173	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」（平成28年6月17日3府省連名事務連絡）の3.①に「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」に関する「簡便な算定方法」については、新しい処遇改善等加算通知が適用される令和2年度以降も使用可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 【参考】「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」（平成28年6月17日3府省連名事務連絡）（抄） （簡便な算定方法） 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額 $= \text{基準年度の一人当たり人件費}_{(※1)} \times (1 + \text{処遇改善等加算（基礎分）上昇率}_{(※2)}) \times \text{当年度の職員数（常勤換算数）}$ ※1 基準年度の一人当たり人件費 $= \text{基準年度の賃金総額} \div \text{基準年度の職員数（常勤換算数）}$ ※2 処遇改善等加算（基礎分）上昇率 $= \text{当年度の処遇改善等加算率（基礎分）} - \text{基準年度の処遇改善等加算率（基礎分）}$
174	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	別紙様式2キャリアパス要件届出書は、内容に変更がない場合は、提出を省略できるでしょうか。	令和2年度においては、全ての施設・事業所の設置者から別紙様式2キャリアパス要件届出書の提出が必要です。ただ、それ以降については、満たしている状況に変更がないことが確認できる場合、提出を省略することができます。
175	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について処遇改善等加算通知において示されている算式では、法定福利費等の事業主負担分（以下「事業主負担分」）が含まれることとなります。 「起点賃金水準」には事業主負担分は含まれませんが、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。	国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」には人件費の改定に伴う事業主負担分の変動額も含まれていますが、起点賃金水準には事業主負担分は含まれません。 このため、「賃金改善計画書」及び「賃金改善実績報告書」に記入する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の金額については、事業主負担金（以下の＜算式2＞を標準として算出）を差し引いた金額を記入することになります。 ＜算式1＞ $「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」 \times 「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」 \div 「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 \times 0.9（調整率）$ ＜算式2＞ $「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」 \div 「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」 \times 「＜算式1＞により算定した金額」$

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
176	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知において実績報告時に以下の＜算式＞により算定した額以上であることを確認することとされている「各職員の増額改定分の合算額」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。 ＜算式＞（処遇改善等加算通知第4の2(3)オの※参照） 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」 ×「増額改定に係る改定率」÷ 「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率）	処遇改善等加算通知第4の2(3)オに定める比較は、事業主負担分を含めて行うこととなります。同通知第4の2(3)オの※の＜算式＞により算出する公定価格における人件費の改定分が人件費（「各職員の増額改定分の合算額」）に充てられているかを確認するためのものになりますので、 ・公定価格における人件費の改定分については同通知第4の2(3)オの※の＜算式＞通りに算定した金額 ・人件費（「各職員の増額改定分の合算額」）については事業主負担分を加えた金額とすることになります。
177	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の金額の一部を他の施設・事業所に配分する場合には、「配分額」を ・加算新規事由がある場合には、「特定加算見込（実績）額」に ・加算新規事由がない場合には、「基準年度の賃金水準」に 反映することとされています。「配分額」「特定加算見込（実績）額」には法定福利費等の事業主負担分が含まれている一方で、「基準年度の賃金水準」には法定福利費等の事業主負担分が含まれないという違いがありますが加算新規事由がある場合とない場合でどのように取扱いえばいいでしょうか。	【加算新規事由がある場合】 配分額について、「基準年度と比較して受入が上回る（抛出が下回る）場合」は、基準年度との配分額の差額を特定加算見込（実績）額に加え、「基準年度と比較して受入が下回る（抛出が上回る）場合」は、基準年度との配分額の差額を特定加算見込（実績）額から減じます。 【加算新規事由がない場合】 基準年度の賃金水準に配分変更を反映することになりますが、「配分額」に法定福利費等の事業主負担分が含まれている一方で、「基準年度の賃金水準」には含まれません。このため、配分額について、「基準年度と比較して受入が上回る（抛出が下回る）場合」は、配分額の基準年度との差額から法定福利費等の事業主負担分（以下の算式を標準として算出）を差し引いた金額を、基準年度の賃金水準に加えます。また、「基準年度と比較して受入が下回る（抛出が上回る）場合」は、配分額の基準年度との差額から法定福利費等の事業主負担分を差し引いた額を、基準年度の賃金水準から減じます。 ＜算式＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「抛出現見込（実績）額等」
178	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	加算前年度に加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合、基準年度の賃金水準についてどのように算出すればよろしいでしょうか。	加算前年度に加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合については、「加算Ⅰ（加算Ⅱ）新規事由あり」に該当し、「特定加算見込（実績）額」を、加算当年度に初めて適用を受けた場合と同様の方法で算出します。このため、基準年度（加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けた直近の年度）の賃金水準は、加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けていないものとして算出する必要がありますので、基準年度における加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）による賃金改善額を除いて算出することになります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
179	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	起点賃金水準に合算する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」は、「決まって毎月支払われる手当」及び「基本給」に係る部分のみが対象となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」による賃金改善のうち「決まって毎月支払われる手当」及び「基本給」による全額のみを合算します。
180	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。	職員の平均経験年数が変動し、加算Ⅰ賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合は「加算Ⅰ新規事由なし」に該当します。 この場合の起点賃金水準の算定に当たっては、「加算前年度の賃金水準」から「加算当年度の加算Ⅰ賃金改善要件分1%に相当する加算額（※1）」（法定福利費等の事業主負担分（※2）を除く）を減じてください。その際、様式の欄外等にその旨を記載いただくようお願いします。その上で、「賃金見込（支払賃金）総額」が「起点賃金水準」を下回っていないか確認してください。 ※1 利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式1＞により算定した額を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て） ＜算式1＞ 「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×「（見込）平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」 ※2 以下の＜算式2＞を標準として算出 ＜算式2＞ 「基準年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「基準年度における賃金の総額」×「加算当年度の加算Ⅰ賃金改善要件分1%に相当する加算額」
181	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえ、公定価格が減額改定されましたが、令和2年度はこれを人件費に反映させず、給与水準を維持しました。このような事情がある場合でも、令和3年度に加算新規事由がない施設・事業所の基準年度は加算前年度となるのでしょうか。	令和3年度より、加算新規事由がない施設・事業所についても、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の減額改定を反映させず、給与水準を維持した場合等、施設・事業所において加算前年度を基準年度とすることが難しい場合には、加算当年度の3年前を基準年度として選択することが可能です。
182	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知第3の2において、「処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、（中略）改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと」とされているが、「業績等に応じて変動するもの」とは具体的に何を指すのでしょうか。	処遇改善等加算通知第3の2に記載の「業績等」とは、事業者の業績等ではなく、職員個人の業績等を指し、「業績等に応じて変動するもの」とは、事業者の給与規定等に基づき、職員個人の業績等に応じて変動することとされている賞与等を指します。 したがって、事業者の業績等の低下を理由として、賃金の水準を低下させることはできません。
183	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	処遇改善等加算Ⅲの加算額については、どのように計算すればいいのか。	加算Ⅲの加算額については、以下により計算します。なお、認定区分ごとに算定された加算額は、年齢区分に関わらず同額となります。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て （教育標準時間認定の場合） （年齢区分ごとの「別に定める額×平均利用子ども数」により算定した額を合算して得た額） ÷ 各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数 （保育認定の場合） （年齢区分ごとの「別に定める額×平均利用子ども数」により算定した額を合算して得た額） ÷ 各月初日の保育認定を受けた利用子ども数

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
184	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか。	保育士や幼稚園教諭、保育教諭だけでなく、調理員や栄養士、事務職員など、各施設に勤務する全ての職員（法人役員を兼務する施設長を除く。）が対象となります。ただし、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象となりません。
185	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	地方単独事業による加配職員や施設が独自に加配している職員は、処遇改善の対象となるのでしょうか。	実際に賃金改善を行うに当たっては、地方単独事業や施設が独自に加配している職員についても、通常の教育・保育に従事している場合には対象とすることができます。
186	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	非常勤職員は処遇改善の対象となるのでしょうか。	非常勤職員も対象となります。
187	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	派遣職員は処遇改善の対象となるのでしょうか。	派遣職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて賃金改善が確実に行われることを確認する必要があります。
188	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	育児休業を取得予定の職員は処遇改善の対象となるのでしょうか。	対象となります。ただし、通常、育児休業中は給与が支払われないため、この場合の育児休業期間に係る賃金改善額は0円となります。
189	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くがありますが、ここでの「法人役員」の範囲はどこまででしょうか。	「法人役員」については、賃金の決定を含む施設・事業所の経営判断に携わる者を想定しており、例えば、社会福祉法人や学校法人においては、理事、監事及び評議員が該当します。なお、個人立については法人ではないため、個人事業主は「法人の役員」に該当しません。
190	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くがありますが、役員報酬を受け取っていない場合も対象外となりますか。	役員報酬の有無にかかわらず対象外となります。
191	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くがありますが、勤務する施設・事業所ではない別法人の役員を兼務している場合も対象外となりますか。	勤務する施設・事業所では経営判断に携わる者ではないことから、対象とすることができます。
192	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くがありますが、施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合も対象外となるのでしょうか。	施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合は、当該職員は対象として差し支えありません。
193	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	全ての職員を対象とする必要があるのでしょうか。また、賃金改善額は、一律同額とする必要があるのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象・個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能です。ただし、個々の職員の改善額の設定に当たっては、合理的な理由なく特定・一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善とならないようにする必要があります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
194	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、ここでいう「賃金改善額の総額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」も含まれるのでしょうか。	「賃金改善額の総額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」は含まれません。
195	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、ここでいう「賃金改善額の総額」には賃金改善に伴い増加する超過勤務手当や一時金も含まれるのでしょうか。	賃金改善に伴い増加する超過勤務手当や一時金は「賃金改善額の総額」に含まれます。
196	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、個々の職員ごとにこの要件を満たす必要があるのでしょうか。	個々の職員について要件を満たすことが望ましいものの、超過勤務手当の金額は個々の職員の事情によって変動すること等を考慮し、全ての職員について個々に要件を満たすことまでは必要なく、施設・事業所単位で「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」を満たすことで足りる。ただし、実際の改善額の設定に当たっては、合理的な理由なく特定・一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善とならないようにする必要があります。
197	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	処遇改善等加算Ⅲについては、処遇改善等加算Ⅰ又はⅡの取得が要件となるのでしょうか。	処遇改善等加算Ⅰ又はⅡの取得の有無に関わらず、加算を取得することができます。
198	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「決まって毎月支払われる手当」に、通勤手当や扶養手当は含まれるのでしょうか。	通勤手当や扶養手当を始めとする個人的な事情に基づいて支払われる手当は、含みません。
199	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「決まって毎月支払われる手当」により賃金改善を行う場合、手当を新設する又は既存の手当を増額するいずれの方法がよいのでしょうか。	いずれの方法でも可能です。既存の手当を増額する場合は、施設・事業所において賃金規程等を変更するなど、当該手当を増額して加算Ⅲによる賃金改善を行うことが分かるようにしておく必要があります。
200	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育の別に定める額はどのように算定すれば良いのでしょうか。	子どもが利用する施設・事業所に係る単価を用いて算定することになります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
201	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	処遇改善等加算Ⅰ・処遇改善等加算Ⅱに係る様式が改正されましたが、改正前の様式で加算申請があった場合、改正後の様式で再度加算申請は必要でしょうか。	改正後の様式で改めて加算申請を行うことは不要です。また、加算Ⅲ添付資料として別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」等の追加提出を求める必要もありません。ただし、令和4年10月以降に、利用定員の変更等により加算額を改めて算定し直す場合（No.203参照）には、改正後の様式により改めて申請を行うことが必要です。また、令和4年10月以降に新たに加算Ⅰ・Ⅱの取得を行う施設・事業所については、改正後の様式を用いて加算申請を行うことになります。なお、賃金実績報告書については改正後の様式で提出することになります。
202		○	○					処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	分園がある場合の「平均年齢別子ども数」と「各月初日の利用子ども数」は、本園・分園ごとに算定するのでしょうか。	基本分単価と同様の取扱いとなります。
203	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	臨時特例事業を実施した施設等が令和4年度に利用定員の見直しを行う場合においても、令和3年度年齢別平均利用児童数を用いるのでしょうか。	臨時特例事業を実施した施設等が令和4年度に利用定員の見直しを行う場合には、定員変更後の期間の加算額の算定に当たって、定員変更後の賃金改善実施期間における平均年齢別利用子ども数を推計して用いることも差支えありません。また、臨時特例事業を実施した施設等のうち、公定価格の単価表における最も低い定員区分が適用されている施設・事業所及び家庭的保育事業所においては、定員区分を引き下げることができないことから、令和4年10月から3月の平均年齢別子ども数の見込みが令和3年度年齢別平均利用児童数を下回る場合には、定員変更を行わずに令和4年10月から3月の平均年齢別子ども数を推計して用いることも差支えありません。
204		○						処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	留意事項通知の別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））の注記において、「教育標準時間認定子どもの利用定員を設定していない場合の適用を受ける施設については、教育標準時間認定子どもの別に定める額に教育標準時間認定子どもの平均年齢別利用子ども数を乗じて得た額の合計を加えること」と記載されていますが、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。	令和3年度には教育標準時間認定子どもに係る定員を設定しており、かつ、教育標準時間認定子どもの利用児童がいた施設が、令和4年度において教育標準時間子どもに係る定員をゼロとした場合や、定員は設定している一方で利用児童がゼロとなった場合を想定しています。
205	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	臨時特例事業による賃金改善については、加算Ⅰ及び加算Ⅱの支払賃金に含めるのでしょうか。	臨時特例事業による賃金改善により支払った賃金については、加算Ⅰ及び加算Ⅱにおける賃金改善額及び支払賃金に含めないでください。なお、加算Ⅲによる賃金改善により支払った賃金については、加算Ⅰ及び加算Ⅱにおける支払賃金に含みます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
206	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	処遇改善等加算通知第6.2.(1).ア.ii、第6.2.(2).ア.iiにおいて「賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、賃金改善実施期間終了後、基本給等による改善額が3分の2を下回っていた場合は、加算Ⅲの要件を満たさないとして、加算認定の取り消しとなるのでしょうか。	年度途中に職員が急に休業を取得した場合など、賃金改善計画策定時に想定していなかった事情が発生した影響により、基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善額が賃金改善額の3分の2を下回った場合については、加算認定を取り消す必要はありません。なお、賃金改善実績報告書において加算残額が発生している場合には、翌年度に、その全額を一時金等により職員の賃金改善に充てる必要があります。
207	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	加算Ⅲの認定をするに当たって、別紙様式4に添付することとされている「見込平均利用子ども数の算出方法書」とは、どのような書類を想定されているのでしょうか。	加算Ⅱにおける別紙様式3「加算算定対象人数等認定申請書」に添付する「年齢別子ども数の算出方法を示した書類」と同様の書類を添付することになります。なお、加算Ⅲにおける「平均年齢別利用子ども数」の算定に用いる各月初日の年齢区分別の利用子ども数の見込み数については、加算Ⅱにおける「見込平均利用子ども数」等の算定に用いる各月初日の利用子ども数の見込み数と同じ人数とすること。
208	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	臨時特例事業を実施した施設・事業所にあつては、令和4年度において改めて加算認定を行うことは不要でしょうか。また、認定内容の通知も不要でしょうか。	令和4年9月まで臨時特例事業により実施してきた3%程度（月額9,000円）の処遇改善については、令和4年10月以降、公定価格における加算Ⅲにより実施することとしているが、特に、令和5年3月までの間は施設等に対する交付額や対象者や要件等について臨時交付金と同一としており、臨時特例事業を実施している施設等については令和4年9月から令和5年3月までの間についても加算Ⅲの要件を満たしていると考えられる。このため、地方自治体及び事業者の事務負担の軽減のため、令和4年10月の公定価格への切り替え時には、臨時特例事業を実施した施設等は加算認定を受けたとみなすこととし、改めて加算の申請・認定を行うことは不要としたものです。（このため、臨時特例事業を実施した施設等についてや、加算の認定に係る事業者への通知も不要です。）なお、臨時特例事業を実施した施設等については、賃金改善実施期間終了後に提出する賃金改善実績報告書において、加算の要件を満たしているかの確認を行うことになります。
209	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	実績報告に係る要件として、臨時特例事業を実施した施設等にあつては、令和4年10月以降の賃金水準が、令和4年9月までの賃金水準を下回っていないこととされていますが、具体的にどのような確認を行えばいいのでしょうか。	施設等の賃金規程等の改定が行われていないことを確認することなどが考えられます。
210	○	○						施設関係者評価加算	公開保育をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	施設評価のみを実施するのではなく、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者による評価を実施する施設については、加算額が増額されますが、公開保育をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に増額の要件を満たしたことになります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
211	○	○	○					小学校接続加算/主幹教諭等専任加算/主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	小学校との交流活動をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	「交流活動」をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に要件を満たしたことになります。
212	○	○	○	○	○	○	○	公定価格	災害や感染症が発生し、施設等が臨時休園等を行った場合に、施設型給付等の支給はどのようなのでしょうか。	災害や感染症が発生し、臨時休園等を行った場合においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給します。各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについては、その影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断します。 なお、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしていることから、人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべきと考えております。
213	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	職員の異動に伴い、施設・事業所間で処遇改善等加算の金額の一部の配分を調整する場合はどのように取り扱えばよいのでしょうか。	処遇改善等加算の金額の一部を他の施設・事業所に配分する場合には、「配分額」を ・加算新規事由がある場合には、「特定加算見込（実績）額」に ・加算新規事由がない場合には、「基準年度の賃金水準」に 反映することとされています。 職員の異動に伴う起点賃金水準の増減に相当する額を他の施設・事業所に配分する（受け入れる）場合に限り、当該起点賃金水準の増減に相当する額を「特定加算見込み（実績）額」又は「基準年度の賃金水準」に反映しません。
214	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	配布された年齢別児童数計算表では、4月に0人の年齢区分がある場合、伸び率が計算できませんが、どのように計算すればよいのでしょうか。	4月時点の人数が0人で、伸び率が計算できない場合は、便宜的に1として計算してください。1とした場合に計算結果が適切でない場合は、前年度実績による見込みによりがたい場合として、計算してください。
215	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経験年数の算定に当たり、複数の施設で勤務する職員は、勤務する施設・事業所の全てにおいて算定対象に含めることになるのでしょうか。	通常の教育・保育に従事する施設のうち、主に勤務する施設・事業所で算定対象とします。 なお、複数の施設・事業所に勤務する職員を算定対象に含めるかについては、主に勤務する施設・事業所の勤務状況のみにより判断するのではなく、勤務する施設・事業所全ての勤務状況により判断することになります。
216	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経験年数の算定に当たり、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設での勤続年数を含めることができますが、加算当年度の4月1日時点で当該証明書が交付されていれば、勤務した期間の全てを含めることができるのでしょうか。	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている期間のみを含めることができます。 ただし、認可外保育施設の届出後、初めての指導監査の結果、当該証明書を交付された施設については、事業の開始の日から当該証明書が交付されるまでの期間を含めることができます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
217		○	○					処遇改善等加算Ⅲ	分園を設置している施設については、加算Ⅲの加算算定対象人数をどのように算定すればよいでしょうか。	分園を設置している場合の加算Ⅲの加算算定対象人数の計算方法については、本園・分園ごとに計算する項目と、本園・分園を合わせて1つの施設として計算する項目に分けて計算し、それらを合算してください。 なお、1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、1号定員の定員数に応じて加える人数を加えません。 ○本園・分園ごとに計算する項目 ・保育所 定員数に応じて加える人数 a 年齢別配置基準による職員数 b 保育標準時間認定の児童がいる場合 ・認定こども園 定員数に応じて加える人数 a 年齢別配置基準による職員数（2・3号に限る） b 休けい保育教諭 c 調理員 d 保育標準時間認定の児童がいる場合 ○2・3号の分園のみ計算する項目 ・分園の場合 ○本園・分園を合わせて1つの施設として計算する項目 ・上記以外
218	○		○					基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。	公定価格における配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務（常勤（各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している者）以外の者。）の教育・保育従事者を充てることができます。 なお、設備運営基準等において、学級担任は原則常勤専任であることとされています。
219		○			○	○		基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。	公定価格における配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務（常勤（各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している者）以外の者。）の教育・保育従事者を充てることができます。 なお、「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日付こ成保21）において、短時間勤務の保育士を充てる場合の取扱いを示しています。
220	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日付こ成保21）においては、「各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」は常勤の保育士と扱うこととされましたが、公定価格における常勤換算の方法も変更されるのでしょうか。	当該通知は、最低基準上の保育士定数に充てられる常勤の保育士及び短時間勤務の保育士について、改めて定義を示したものです。 他方で、公定価格の取り扱いについては、留意事項通知で示しているところであり、各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数に達しない者について、常勤換算を行うこととしています。 この取り扱いについては、今般の通知による変更は無く、従前のとおり、以下の算式により常勤職員数に換算することとします。 ＜常勤換算値を算出するための算式＞ 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 ＝ 常勤換算値（小数点以下の端数処理を行わない）

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
221	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）	処遇改善等加算の起点賃金水準に含まれる「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分（以下、「人件費の改定分」という。）」の算式で算定した金額と「令和5年度当初予算の公定価格に基づいて計算した金額と令和5年度補正を反映した公定価格に基づいて計算した金額との差額（以下、「改定による影響額」という。）」を比較した場合、「人件費の改定分」の金額の方が大きい、どのように対応すれば良いか。	令和5年度補正予算による公定価格の増額分は令和5年人事院勧告に伴う人件費の増額であるため、基準年度が4年度である場合、改定による影響額を人件費の改定分として取り扱って差し支えありません。なお、基準年度が令和3年度の場合は、令和5年度の当該差額に、「6.4%（基準年度が令和3年度の場合の人件費改定分に係る改定率）／5.2%（基準年度が令和4年度場合の人件費改定分に係る改定率）」の割合を乗じて算出した額を使用しても差し支えありません。また、基準年度が令和2年度以前の場合も、この考え方に準じて算定していただくことは差し支えありません。この金額から法定福利費等の事業主負担分の増加分を除いたものを人件費の改定分としてください。 また、上記の方法によるほか、事務負担が大きい場合には、人件費の改定分＜算式1＞に0.9の調整率を乗じて算定して差し支えありません。具体的には、以下の計算式となります。 この金額から法定福利費等の事業主負担分＜算式2＞を除いたものを人件費の改定分としてください。 ＜算式＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×〔「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」〕×0.9（調整率） なお、上記2つの算定方法を用いるに当たって、人件費の改定分（調整率を乗じる前）と改定による影響額を比べていただく必要はありません。 【例】※他の加算は適用しないとした場合 保育所(20人定員、20%地域)、処遇Ⅰの加算率：15% 各月の利用子ども数：4歳以上児（標準時間）：20人 （人勧反映前） 基本分単価：126,460円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,240円 （人勧反映後） 基本分単価：131,550円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,290円 ①改定による影響額を用いた場合 単価の差額：（5,090+（50×0.15×100））×20×12＝1,401,600円 ②人件費の改定分の算式に0.9の調整率を乗じて算定した場合 ・4歳以上児（標準時間認定）：4,644,000×0.052÷0.15×0.9＝1,448,928円 ※加算当年度の加算Ⅰの（増額改定を反映させた）加算額：1290円×0.15×100×20人×12月＝4,644,000円
222	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）	「No.221」について、改定による影響額を用いた場合、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの新規事由がある場合の特定加算見込（実績）額はどのように算定すれば良いでしょうか。	令和5年度補正予算による公定価格の増額分には、処遇改善等加算のうちの特定加算額の増額分も含まれています。このため、当該増額分を（基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分）と特定加算見込（実績）額で二重にカウントすることを防ぐため、この場合の特定加算見込（実績）額は、令和5年度補正予算反映前の処遇改善等加算の単価を用いて算定を行ってください。 【実績報告書における記載例】※他の加算は適用しないとした場合 保育所(20人定員、20%地域)、処遇Ⅰの加算率：15%、加算Ⅰ新規事由に係る加算率：2% 各月の利用子ども数：4歳以上児（標準時間）：20人 （人勧反映前） 基本分単価：126,460円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,240円 （人勧反映後） 基本分単価：131,550円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,290円 単価の差額：（5,090+（50×0.15×100））×20×12＝1,401,600円 特定加算実績額：1,240×0.02×100×20×12＝595,200円 別紙様式6 （2）加算実績額 ②特定加算実績額：595,200円 （3）賃金改善等実績総額 ⑨基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分：1,401,600円（※実際には、左記の金額から法定福利費等の増加分を除いた金額を記載）

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
223			○					主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	基本分単価に含まれる年齢別配置基準の保育教諭等には主幹保育教諭等2人を配置するための費用が算定されているが、主幹保育教諭等の発令をしていない場合、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合の減算調整は適用されるのか。	必ずしも発令がないことをもって減算されるわけではありませんが、主幹保育教諭等をあらかじめ辞令等により特定しておく必要があります。なお、調整の適用を受ける施設の認定に当たっては、施設が所在する市町村においては、主幹保育教諭等の配置や教育・育児相談・地域の子育て支援活動等の内容を徴し、要件への適合状況を確認することが考えられます。
224	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ	年齢別児童数について、特例給付を受ける児童も、これに含めるのでしょうか。なお、いわゆる私的契約児については、これに含まない整理ということでしょうか。	特例給付を受ける児童について、その児童の年齢区分（小規模保育事業所Cは児童数）に含めて計算してください。なお、当然のことながら私的契約児については、算定に含まれません。
225	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ	算定対象人数の算出の基礎とする職員数の算定において、教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合の調整を受ける施設の場合、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合」は該当となるのでしょうか。	保育認定に係る代替保育教諭1名の配置がされているのであれば、「該当なし」となります。代替保育教諭1名の配置がされていないのであれば、加算Ⅱにおいては「1」、加算Ⅲにおいては「2・3号が調整の適用を受ける場合 0.6」を減じることとなります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
226	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	「基準年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の算定方法が処遇改善等加算通知第4の2(1)キ及び(3)力の※に示されているが、〈算式1〉について、どのように算定すればよいのか。	「基準年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の具体的な算定方法は、処遇改善等加算通知第4の2(1)キ及び(3)力において、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、〈算式1〉により算定した額を合算して得た額から〈算式2〉を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とするとしています。 〈算式1〉の具体的な算定方法は以下のとおりです。 例：保育所、処遇改善等加算Ⅰの加算率：15%、人件費の改定分に係る改定率：+1.2%、 （見込平均）利用子ども数：4歳以上児（保育標準時間認定）：20人、4歳以上児（保育短時間認定）：20人 処遇改善等加算Ⅰの改正前単価：4歳以上児（保育標準時間認定）：700円、4歳以上児（保育短時間認定）：570円 処遇改善等加算Ⅰの改正後単価：4歳以上児（保育標準時間認定）：720円、4歳以上児（保育短時間認定）：580円 ●賃金改善計画書の場合 「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×（「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100） ×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」×0.9(調整率) ・4歳以上児（保育標準時間認定）：700 × (0.012×100) × 20 × 12 × 0.9 = 181,440 ・4歳以上児（保育短時間認定）：570 × (0.012×100) × 20 × 12 × 0.9 = 147,744 ●賃金改善実績報告書の場合 「加算当年度の加算Ⅰの（増額改定又は減額改定を反映させた）加算額総額」×「（増額改定又は減額改定に係る）改定率」 ÷加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9(調整率) ・4歳以上児（保育標準時間認定）：2,592,000×0.012÷0.15×0.9=186,624 ※加算当年度の加算Ⅰの（増額改定又は減額改定を反映させた）加算額総額：720円×（0.15×100）×20人×12月=2,592,000 ・4歳以上児（保育短時間認定）：2,088,000×0.012÷0.15×0.9=150,336 ※加算当年度の加算Ⅰの（増額改定又は減額改定を反映させた）加算額総額：580円×（0.15×100）×20人×12月=2,088,000
227	○	○	○	○	○	○	○	常勤換算	「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義について」（令和6年6月25日付こ成保666号）においては、これまで常勤保育士として就労してきた保育所等において就労を希望するものの、育児・介護等により、1か月に勤務すべき時間数が120時間未満となる保育士を勤務時間短縮保育士とし扱うこととされましたが、公定価格における常勤加算の方法は、どうなりますか。	当該通知は、最低基準上の保育士定数に充てられる短時間勤務保育士の取扱いについて定義を示したものです。他方で、公定価格の取扱いについては、留意事項通知で示しているところであり、常勤以外の職員を配置する場合と同様に、各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数に達しない者として、常勤換算することとします。 ＜常勤換算値を算出するための算式＞ 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 ＝ 常勤換算値(小数点以下の端数処理を行わない) なお、上記公定価格の取扱いについては、当該通知の発出にあわせてお示しすることとしたところですが、これと異なる取扱いを行ってきた地方公共団体においては、今後、この取扱いに基づき運用していただくよう、管内の施設等に周知及び指導していただくようお願いします。ただし、取扱いの変更に伴い現場の実務に生じる影響に鑑みやむを得ない場合に限り、当該異なる取扱いによる運用でも差し支えないものとして取り扱うこととしますが、できる限り早期に上記取扱いに移行してください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
228	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和6年度）	賃金改善計画書の廃止により、処遇改善が適切に行われない可能性が高いと思われる場合、賃金改善計画書と同様の計画書を求めているのでしょうか。	処遇改善加算の事務手続きに不慣れである等の理由により、処遇改善が適切に行われない可能性が高いと思われる場合など、加算認定自治体が処遇改善を確実に進めるにあたりやむをえず必要であると認められる施設に限り、令和6年度においては、賃金改善を適正に実施する観点から、必要な書類を求め、助言・指導を行うことは差し支えないが、その場合でも、今般の施設の負担軽減の趣旨を踏まえ、これまでの賃金改善計画と同様の計画書の提出を求めるのではなく、賃金改善の助言・指導のために必要最小限のものとしてください。
229	○	○	○					小学校接続加算	市町村において5歳から小学校1年生までのモデルカリキュラムを策定している場合には、当該加算の要件を満たすか。	市町村がモデルカリキュラムを策定している場合であっても、そのモデルカリキュラムをもとに各施設が小学校と協働して5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラムを策定する必要があります。
230	○	○	○					小学校接続加算	卒園した児童が通学することが想定される全ての小学校と連携・接続する必要があるか。	例えば小学校区など、卒園した児童が通学すると考えられる小学校との接続・連携を想定しています。卒園した児童が通学すると考えられる全ての小学校との接続まで求めるものではありません。
231	○	○	○					小学校接続加算	当該施設に5歳児が在籍していない場合は要件を満たさないか。	当該年度において5歳児が在籍していなくても、5歳児が在籍した場合を見据えて小学校と協働してカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）を策定していることを確認できる場合には加算を取得できます。
232		○	○					主任保育士専任加算/基本部分調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合について、開催したが参加者が0人の場合、要件を満たしているか。	開催したもの、結果として参加者が0人だった場合には、要件を満たしていると考えます。
233		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりましたが、満3歳未満の利用者負担の所得階層の区分の決定や副食費徴収免除加算の判定等に用いる市町村民税所得割額においてはどのように取り扱いますか。	定額減税反映後の市町村民税所得割額を用いて算定します。 なお、所得階層区分については、自治体向けFAQ.【第19.1版】No144とは異なる取扱いとなります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
234		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	定額減税額は、各種税額控除による控除後の市町村民税所得割額を超える場合には、各種税額控除による控除後の市町村民税所得割額の限りで定額減税が行われることとなっていますが、保育料の算定上は控除の対象とならない金額による控除により、定額減税額自体が満額減額されない場合に、保育料の利用者負担額の算定において用いる定額減税反映後の市町村民税所得割額についてどのように考えますか。	今般の定額減税額は定額減税「前」の所得割額を超える場合には、定額減税「前」の所得割額を限度とすることとされています（控除しきれない額がある場合は調整給付金が支給されることとなる。）が、この場合、満3歳未満の利用者負担（保育料）の所得階層区分の判定においても定額減税「前」を限度とした定額減税額（調整給付金を含まない実際の定額減税額）を用います。 【例】3万円（住民税課税所得金額×市町村民税所得割率）－2万9700円（各種税額控除による控除額）－300円（現実の定額減税額）＋1万円（住宅ローン控除等による控除額）＝1万円（利用者負担額の判定に用いる市民税所得割額） ※例の場合、定額減税額は300円（現実の定額減税額）で計算する。
235		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	自治体向けFAQ【第19.1版】 No146において、海外勤務等により賦課期日において子ども・子育て支援法の施行地に住所を有しない者の実際の利用者負担額の算出にあたっては、所得を推定できる資料等により、課税相当額を推計するなどして、市町村民税非課税世帯を含む全階層区分のうちいずれかの区分に当てはめることとありますが、その際、定額減税は考慮しないでよいでしょうか。	自治体において、前年度海外居住者の所得情報を推計する際に、定額減税の影響を含めないとすることについて、運用上難しいと考えます。 自治体における利用者負担の決定は、国庫負担額の決定にも関係するものであり、公正に行っていただく必要があるところ、その説明責任は一義的には自治体にあります。自治体の推計においては定額減税の影響を含めないとする場合、海外居住者と国内居住者で取扱いに不均衡が生じることとなるため、これを正当化する合理的な説明は困難に思われます。
236	○	○	○	○	○	○	○	人事院勧告	人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に伴う保育士等の処遇改善の対象となる者について、子どものための教育・保育給付交付金の交付に係る特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を行う施設又は事業所で通常の教育・保育に従事する職員のうち、令和6年度補正予算の積算上は、常勤職員として公定価格の基本分単価の対象としている施設長、主任保育士、保育士、調理員等の職種が対象ですが、職員の給与の決定は一義的には各設置者及び事業者の判断で行われるものであるため、今般の補正予算による公定価格上の人件費の増額分を活用した賃金改善は、全ての職員が対象に成り得ます。 ※国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額については、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てる必要があります。 ※上記のことは、令和6年度補正予算にかかわらず、例年の補正予算による人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に伴う公定価格上の人件費の改定全般に妥当します。	

＜以下、第27版において追加＞

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
新規	○	○	○					小学校接続加算 接続加算	要件iiiに「小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手」とあるが、具体的にどのような取組が想定されるか。【新規】	小学校との接続を見通した教育課程等の編成のための協議会等を継続して実施していることが確認できれば、具体的な編成に着手しているものと認められますので、要件iiiを満たすと考えられます。具体的なカリキュラムの素案等を作成することまでを直ちに本加算の要件として求めるものではありません。
新規	○	○	○					小学校接続加算 接続加算	年度途中にカリキュラムを編成・実施に着手した場合、要件iiiの継続的な協議会の開催等は年度を跨いだものであっても差し支えないか。【新規】	小学校との接続を見通した教育課程等の編成のための協議を継続して実施していることが確認できれば、要件を満たしていると考えて差し支えありません。
新規	○	○	○					小学校接続加算 接続加算	要件iiiに「小学校との継続的な協議会の開催等により」とあるが、一つの園で実施することが困難な場合、合同の協議会を開催しそこに対象施設の担当者が参加する形でも問題ないのか。【新規】	協議会については、園と小学校とがカリキュラム策定に向けた協議を計画的に実施していることが必要ですが、必ずしも各施設と小学校が1対1で個別に協議をすることを求めるものではなく、例えば市町村が協議の場を設定して、校区や園と小学校のまとまりでカリキュラム策定に向けた協議を行うことも、本要件を満たしていると考えられます。その場合、協議会等の場に各幼児教育施設及び小学校の担当者が参加することが重要です。
新規	○	○	○					小学校接続加算 接続加算	協議会について、例えば都道府県の主催で、域内の幼児教育施設や小学校の関係者が参加できる大規模な合同協議会を開催しており、架け橋期のカリキュラムについて協議しているが、実際に連携・接続する園と小学校での協議がなされない場合は、要件iiiの対象となるのか。【新規】	小学校接続加算は、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続の促進を図るため、小学校との連携・接続に取り組む施設に補助を行うものです。この、小学校との連携・接続については、本FAQのNo. 230において、「例えば小学校区など、卒園した児童が通学すると考えられる小学校との接続・連携を想定しています。」と明示しているところです。上記を踏まえると、大規模な合同協議会における不特定多数の小学校との協議については、実際に連携・接続する園と小学校での協議を継続することが困難であると考えられ、幼児教育施設と小学校とが協働して架け橋期のカリキュラムの策定に着手しているとは言えないため、本加算要件の対象とすることは適切ではないと考えられます。
新規	○	○	○					小学校接続加算 接続加算	自治体で策定しているモデルカリキュラムに沿って園ごとに小学校を見据えたカリキュラムを作成しているが、園と小学校で協議を行わず個別に作成しているのみの場合は要件を満たしていると考えられるか。【新規】	本FAQのNo. 229において、「市町村がモデルカリキュラムを策定している場合であっても、そのモデルカリキュラムをもとに各施設が小学校と協働して5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラムを策定する必要があります。」と明示しておりますので、カリキュラムを園と小学校が協働することなく、個別に作成しているだけでは、本加算要件の対象とすることは適切ではないと考えられます。他方で、個別に作成しているカリキュラムを持ち寄って、架け橋期のカリキュラム策定に向けた協議を園と小学校で行っている場合には、本要件の「着手している」と認められる場合に当たると考えられます。
新規		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち「保育に係る計画・記録に関する機能」の注意書きに「職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること」とあるが、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。【新規】	同時に複数端末からのアクセスが可能であり、情報の共有・更新を行う端末が限定されていなければ、本要件を満たすこととしております。
新規		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち「保護者との連絡に関する機能」の注意書きに「ＩＣＴを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く」とあるが、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。【新規】	ＩＣＴ連絡ツールを導入し、当該ＩＣＴ連絡ツールから保護者（一斉又は該当する保護者）と双方向のやり取りを行うことが可能なものを対象と想定しています。単に、園のＨＰやメール、ＳＮＳを介して、職員個人が保護者に一斉又は該当する保護者に連絡を行うことは対象外です。施設・事業所の職員全体で、保護者と連絡をとるツールを想定しています。なお、ＩＣＴ連絡ツールを個別に導入する必要は必ずしもなく、当該機能と他の機能をあわせて有するＩＣＴツールを有していれば要件を満たしたことになります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
新規		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち、ICTの導入要件のみを満たしておらず、年度途中で要件を満たした場合は、要件を満たした月の属する月の翌月から加算を認定して良いのか。【新規】	お見込みのとおりです。
新規		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち、職員の平均経験年数の要件について、「原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。」とあるが、年度内に職員の異動等があった場合は毎回要件を満たしているかを確認すべきか。【新規】	職員の平均経験年数が10年以上であることという要件については、通知上において、原則として加算年度の4月1日時点で判断することとしています。他方、年度途中での職員の異動等もあることから、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用することとしています。なお、年度途中での異動等により平均経験年数に変動があった場合には、毎回要件を満たしているかを認定自治体において確認する必要はないと考えていますが、認定されていない施設において、要件を満たすこととなる変動があった場合には、施設からの報告をさせ、認定自治体において確認をしていただくようお願いします。
新規	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害が発生した場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施等を行うこと（災害時の地域支援）とされているが、災害が発生しなくても、災害時の地域支援に係るマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行っていれば、加算は継続して取得できるのか。【新規】	本取組は災害が発生した時に災害時の地域支援の取組が適切に実施できるよう、日頃から周知や体制・環境整備を図っていただくことを評価するものです。このため、災害発生を想定した災害時の地域支援に係るマニュアル等の整備並びに災害時の地域支援を想定した月1回程度の研修・訓練の実施等により、加算は継続して取得することが可能です。災害の発生に即した実践的なマニュアル等の整備（更新）や研修・訓練の実施等に努めていただくことが必要です。
新規	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件について、エッセンシャルワーカーの範囲や定義はどう考えるのか。【新規】	発災直後に出勤等する必要がある保護者（例えば医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）を想定していますが、各施設において保護者のニーズ等を把握の上、地域の拠点として被災時の支援に貢献できるよう、地域の実情に応じ適切に判断していただければと考えています。
新規	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件の認定にあたっては、災害時のマニュアルや主任保育士が災害の研修を受けたことが分かる資料を添付すれば良いか。【新規】	「緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル」や「原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組」を実施する旨が記載されている資料を、施設・事業所から提出いただくことを想定しています。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
新規	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件の中で、「原則月1回の研修・訓練等を行う」とあるが、これを満たさなかったことが確認された場合は当該加算分は返還することになるのか。また、計画・マニュアル上は「月1回」以上の研修・訓練を予定していたが、実際には園の事情により中止されることも想定されるが、「原則月1回」の許容範囲如何。【新規】	当該加算分の取組実績及び原則月1回の研修・訓練等の要件を満たさなかった場合には直ちに返還を求めるものではありませんが、例えば、連続する複数月にわたって研修・訓練等が実施できていなかった場合や、虚偽の報告も含む悪質な場合には、市町村において園の実態を把握し、必要な対応を行っていただくとともに、翌年度以降の当該加算の認定において十分に確認いただくようお願いします。
新規	○		○					外部監査費加算	加算の要件において、「これに準ずる公認会計士又は監査法人の監査」とあるが、「これに準ずる」とは具体的には何を指すのか。【新規】	「これに準ずる公認会計士又は監査法人の監査」とは私立学校振興助成法に基づく監査に準ずる監査を指します。
新規	○		○					外部監査費加算	私立学校振興助成法第14条第2項に基づく監査を受けることを加算の要件の一つとしているが、私立学校振興助成法施行規則第2条第4項に規定する人件費支出内訳表も監査対象となるか。【新規】	外部監査費加算の要件は、学校法人が私学助成の交付を受ける際の外部監査と同等のものとしており、学校法人が所轄庁に提出しなければならない人件費支出内訳表についても、監査対象に含むものになります。
新規	○		○					外部監査費加算	一部の都道府県においては、私学助成の交付の要件として、計算関係書類と人件費支出内訳表のみならず、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表を監査対象に加えているが、私学助成の交付を受けていない場合でも、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表は監査対象となるか。【新規】	全ての都道府県が、私学助成の交付の要件として、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表を監査の対象としているわけではないことから、外部監査費加算の要件としては、計算関係書類と人件費支出内訳表の監査を受けていれば差し支えありません。
新規	○		○					外部監査費加算	私立学校法に基づく監査を受けることを加算の要件の一つとしているが、計算関係書類のみならず、財産目録も監査対象となるか。【新規】	私立学校法においては財産目録も監査の対象ですが、外部監査費加算の要件としては、学校法人が私学助成の交付を受ける際の外部監査と同等のものとしており、財産目録は監査対象ではありません。

子ども・子育て支援新制度における地域区分（令和6年度改定）

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	多賀城市	10/100地域
	仙台市 富谷市 七ヶ浜町 大和町	6/100地域
	塩釜市 名取市 村田町 利府町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	取手市 つば市	16/100地域
	守谷市	15/100地域
	牛久市	12/100地域
	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市 稲敷市 〔石岡市〕 阿見町	10/100地域
	古河市 常総市 ひたちなか市 坂東市 神栖市 つばみらい市 〔那珂市〕 大洗町 河内町 五霞町	6/100地域
	境町 利根町 〔東海村〕	
	結城市 下妻市 常陸太田市 笠間市 鹿嶋市 潮来市 筑西市 桜川市 茨城町 城里町 八千代町	3/100地域
栃木県	宇都宮市 大田原市 さくら市 下野市 野木町	6/100地域
	足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 上三川町 芳賀町 壬生町	3/100地域
群馬県	高崎市 明和町	6/100地域
	前橋市 桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 渋川市 みどり市 吉岡町 東吾妻町 玉村町 板倉町	3/100地域
	千代田町 大泉町 榛東村 昭和村	
埼玉県	和光市	16/100地域
	さいたま市 蕨市 志木市	15/100地域
	東松山市 狭山市 朝霞市 ふじみ野市	12/100地域
	新座市 桶川市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市	10/100地域
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市	
	草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市	6/100地域
	白岡市 伊奈町 三芳町 川島町 鳩山町 ときがわ町 宮代町 杉戸町 松伏町 滑川町	
	熊谷市 日高市 毛呂山町 越生町 嵐山町 吉見町	3/100地域
千葉県	我孫子市 袖ヶ浦市 印西市	16/100地域
	千葉市 成田市 習志野市 栄町	15/100地域
	船橋市 浦安市	12/100地域
	市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 富津市 四街道市	10/100地域
	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 鎌ヶ谷市 白井市 香取市 大網白里市 〔木更津市〕	6/100地域
	〔君津市〕 酒々井町 神崎町 白子町 〔長柄町〕 〔長南町〕	
	鴨川市 八街市 富里市 山武市 多古町 九十九里町 芝山町 大多喜町	3/100地域
東京都	特別区	20/100地域
	武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	16/100地域
	八王子市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 小金井市 東村山市 国立市 福生市 東久留米市 稲城市 西東京市	15/100地域
	立川市 東大和市	12/100地域
	あきる野市 〔羽村市〕 日の出町 〔檜原村〕 奥多摩町	10/100地域
	武蔵村山市 瑞穂町	3/100地域
神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市	16/100地域
	鎌倉市 逗子市	15/100地域
	相模原市 藤沢市 海老名市 座間市 愛川町	12/100地域
	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 三浦市 大和市 伊勢原市 綾瀬市 葉山町 寒川町	10/100地域
	秦野市 大磯町 二宮町 中井町 大井町 山北町 清川村	6/100地域
	箱根町	3/100地域
新潟県	新潟市	3/100地域
富山県	富山市 南砺市 上市町 立山町 舟橋村	3/100地域
石川県	金沢市 津幡町 内灘町	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	韭崎町 南アルプス市 北杜市 甲斐市 上野原市 中央市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町 昭和町	3/100地域
	富士河口湖町 道志村	
長野県	塩尻市	6/100地域
	長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 太田市 茅野市 青木村 長和町 下諏訪町	3/100地域
	辰野町 箕輪町 木曾町 南箕輪村 大鹿村 木祖村 山形村 朝日村 筑北村	
岐阜県	岐阜市 海津市	6/100地域
岐阜県	大垣市 高山市 多治見市 関市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児市 山県市 瑞穂市	3/100地域
岐阜県	本巣市 岐阜町 笠松町 神戸町 安八町 北方町 坂祝町 富加町 八百津町 御嵩町	
静岡県	裾野市	15/100地域
	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	6/100地域
	浜松市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 函南町	3/100地域
	清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町	

（別添１）

都道府県	市 町 村	級地
愛知県	刈谷市 豊田市 日進市	16/100地域
	名古屋市長久手市 豊明市	15/100地域
	西尾市 知多市 知立市 清須市 みよし市 長久手市 東郷町	10/100地域
	岡崎市 一宮市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 蒲郡市 犬山市 江南市 稲沢市	
	東海市 大府市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 愛西市 北名古屋 弥富市 あま市	6/100地域
	豊山町 大治町 蟹江町 幸田町 飛島村	
	豊橋市 半田市 常滑市 小牧市 新城市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 武豊町 設楽町	3/100地域
三重県	鈴鹿市	12/100地域
	四日市市	10/100地域
	津市 桑名市 亀山市 木曽岬町	6/100地域
	名張市 いなべ市 伊賀市 東員町 菟野町 朝日町 川越町	3/100地域
	大津市 草津市 栗東市	10/100地域
滋賀県	彦根市 守山市 甲賀市 〔野洲市〕	6/100地域
	長浜市 近江八幡市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 愛荘町 多賀町	3/100地域
京都府	長岡京市	16/100地域
	京田辺市	12/100地域
	京都市 向日市	10/100地域
	宇治市 亀岡市 八幡市 南丹市 木津川市 〔城陽市〕 大山崎町 笠置町 和束町 精華町	
	〔久御山町〕 井手町 〔宇治田原町〕 南山城村	6/100地域
大阪府	大阪市 守口市	16/100地域
	池田市 高槻市 大東市 門真市 高石市 大阪狭山市	15/100地域
	豊中市 吹田市 寝屋川市 松原市 箕面市 羽曳野市	12/100地域
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 摂津市 藤井寺市 東大阪市 四條畷市 交野市 〔島本町〕	10/100地域
	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 泉南市	
	阪南市 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	6/100地域
兵庫県	西宮市 芦屋市 宝塚市	15/100地域
	神戸市	12/100地域
	尼崎市 伊丹市 高砂市 川西市 三田市	10/100地域
	明石市 赤穂市 丹波篠山市 猪名川町	6/100地域
	姫路市 加古川市 三木市 小野市 加西市 加東市 稲美町 播磨町	3/100地域
奈良県	天理市	12/100地域
	奈良市 大和郡山市 〔川西町〕	10/100地域
	大和高田市 橿原市 生駒市 香芝市 葛城市 〔御所市〕 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町	6/100地域
	上牧町 王寺町 広陵町 河合町	
	桜井市 五條市 宇陀市 三宅町 田原本町 高取町 吉野町 山添村 曾爾村 明日香村	3/100地域
和歌山県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	6/100地域
鳥取県		
島根県		
岡山県	岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市	3/100地域
	広島市 府中町	10/100地域
広島県	呉市 竹原市 三原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 熊野町 安芸太田町 北広島町 世羅町 海田町	3/100地域
	坂町	
山口県	岩国市 周南市 和木町	3/100地域
徳島県	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 美馬市 勝浦町 松茂町 北島町 藍住町	3/100地域
香川県	高松市	6/100地域
愛媛県	坂出市 さぬき市 東かがわ市 三木町 綾川町	3/100地域
高知県		
福岡県	福岡市 春日市 福津市 糸島市	10/100地域
	大野城市 太宰府市 那珂川市 志免町 新宮町 粕屋町	6/100地域
	北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 宮若市 宇美町 篠栗町 須恵町 久山町	3/100地域
佐賀県	佐賀市 吉野ヶ里町	6/100地域
	鳥栖市 基山町	3/100地域
長崎県	長崎市	3/100地域
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

- ※ 1 上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。
 ※ 2 下線は人事院及び総務省の級地指定がない地域を示す。
 ※ 3 **太字**は教育・保育の補正措置の条件を満たす地域を示す。
 ※ 4 []内は経過措置が適用されている地域を示す。

(別添 2)

<賃借料加算の加算額の区分>

区 分		都 道 府 県
a地域	標 準	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
	都 市 部	
b地域	標 準	静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県
	都 市 部	
c地域	標 準	宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・石川県・長野県・愛知県・三重県・和歌山県・鳥取県・岡山県・広島県・香川県・福岡県・沖縄県
	都 市 部	
d地域	標 準	北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・富山県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
	都 市 部	

※「都市部」とは、前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

<降灰除去費加算の対象地域>

(別添3)

	降 灰 防 除 地 域
桜島	鹿児島県鹿児島市（旧鹿児島市、旧桜島町）、垂水市の区域、霧島市（旧福山町）、鹿屋市（旧輝北町）の区域
阿蘇山	熊本県阿蘇市、産山村、高森町、南阿蘇村の区域
雲仙岳	長崎県島原市、南島原市（旧深江町、旧有家町、旧北有馬町、旧西有家町、旧布津町）の区域
霧島山 （新燃岳）	宮崎県都城市、小林市、三股町、高原町の区域、日南市の区域

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域が対象